# ○国土交通省告示第二百三号

階 部 数 分 不 ま が 正 + で 競  $\mathcal{O}$ 争 距 以 防 離 上 止 及 で 法 等 び あ 建 る  $\mathcal{O}$ 築 建 築 部 物 を  $\mathcal{O}$ 物 改 他  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 屋 正 部 上 す 分 に る 設 法  $\mathcal{O}$ 温 律 け 度 る 平 を 冷 定 却 成 塔  $\Diamond$ 三 + 設 る 件 備 年 築 法  $\mathcal{O}$ 防 律  $\mathcal{O}$ 火 第 部 上 支 + を  $\equiv$ 改 障 号) 正  $\mathcal{O}$ な す る  $\mathcal{O}$ 11 告 構 施 示 行 造 を 方 に 次 法 伴  $\mathcal{O}$ 11 ょ 建 う 築 地 に 階 物 定  $\mathcal{O}$ を 8 除 他 る  $\mathcal{O}$ <

令和元年六月二十五日

# 国土交通大臣 石井 啓一

法 地 階 建 を 築 除 < 物 階  $\mathcal{O}$ 数 他 が  $\mathcal{O}$ 十 部 分 以 ま 上 で で  $\mathcal{O}$ 距 あ 離 る 及 建 築 び 建 物 築  $\mathcal{O}$ 物 屋 上  $\mathcal{O}$ に 他 設  $\mathcal{O}$ け 部 る 分 冷  $\mathcal{O}$ 温 却 度 塔 を 設 定 備  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 防 る 件 火 等 上 支  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 障 部  $\mathcal{O}$ を な 改 1 構 正 す 造 方 る

#### 告示

建 地 階 築 物 を 除  $\mathcal{O}$ < 他 階  $\mathcal{O}$ 部 数 分 が + ま で <del>---</del> 以  $\mathcal{O}$ 上 距 で 離 及 あ てバ る 建 建 築 築 物 物  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 屋 他  $\mathcal{O}$ 上 に 部 設 分  $\mathcal{O}$ け 温 る 度 冷 を 却 塔 定 設  $\Diamond$ 備 る 件  $\mathcal{O}$ 防  $\mathcal{O}$ 火 上 部 支 改 障 正  $\mathcal{O}$ な 11 構 造 方 法

第 方 法 条 建 地 築 階 物 を  $\mathcal{O}$ 除 < 他 階  $\mathcal{O}$ 部 数 が 分 ま + で 以  $\mathcal{O}$ 距 上 離 で 及 あ U る 建 建 築 築 物 物  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 屋 他  $\mathcal{O}$ 上 部 に 分 設 け  $\mathcal{O}$ 温 る 度 冷 を 却 定 塔 8 設 る 備 件  $\mathcal{O}$ 防 昭 火 和 上 兀 支 + 障 年  $\mathcal{O}$ 建 な 設 1 省 構 告 造

次  $\mathcal{O}$ 表 12 ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ る 規

示

第

三

千

兀

百

十

号

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

12

改

正

す

る

二・三 (略) こ・三 (略) こ・三 (略) こ・三 (略) こ・三 (略) こ・三 (以下「難燃材料に準ずる材料」という。)であるもので造り、その他の主要な部分を準不燃材料で造つたものが火性能を有する材料び排気温度特性についてこれらと同等以上の防火性能を有する材料を難燃三級のものに限る。)若しくは加熱による変形性、燃焼性及産築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法)――九九四に規定す	二・三 (略) ニ・三 (略) ニ・三 (略) ニ・三 (略) ニ・三 (略) ニ・三 (以下「難燃材料に準ずる材料」という。)であるもので造り、その他の主要な部分を準不燃材料で造つたものが火性能を有する材料が排気温度特性についてこれらと同等以上の防火性能を有する材料を強気を難燃三級のものに限る。)若しくは加熱による変形性、燃焼性及産薬物の内装材料及び工法の難燃性試験方法)――九九四に規定す
第一 建築基準法施第一 建築基準法施 まっ 建築基準法施 を	化ポリエステル板、硬質塩化ビニル板(日本産業規格A一三二一(
改正前	改正後

(処理対象人員の算定方法を定める件の一部改正)

第二条 処 理 対 象 人 員  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 を定 め る 件 昭 和 匹 + 兀 年 <u>.</u> 設省 告示第三千 百 八十四 | 号) の — 部 を

次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 によ り、 改 Ē 前 欄 に掲げる規定の傍線 を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

ろによるものとする。	改正後
ろによるものとする。 尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA三三〇二)」に定めるとこの理対象人員の算定方式は、日本工業規格「建築物の用途別による屎処理対象人員の算定方式は、日本工業規格「建築物の用途別による屎	改 正 前

(非常 用  $\mathcal{O}$ 照 明 装 置  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法を定り 85 る 件 の 一 部改正)

第三条 非 常 用  $\mathcal{O}$ 照 明 装 置  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 を定 め る 件 昭昭 和 兀 十 五 年建 設 省 告 示 第千八百三十号) の — 部

を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 Ē 前 欄に掲げる規定の傍線 を付した部分をこれに順次対応する改 正後欄に掲げ

'/T	
ı,ıı	
器	
Ħ	
₹	

改

正

後

第 照明器具

からハまでのいずれかに掲げるものとしなければならない。 照明器具は、 耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、 次のイ

(略)

LEDランプ(次の⑴ 又は②に掲げるものに限る。

- 1 するGX一六 t — 五口金付直管LEDランプを用いるもの のソケットの材料がフェノール樹脂、 メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。 ボネート樹脂、 付直管LEDラン ンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂 日本産業規格C八一五九― ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチ 第 部 ·· 安全仕様) 般照明用GX一六t— ポリアミド樹脂、ポリカ <u>|</u> 一三に規定 (そ Ŧ.  $\Box$
- 子 部 アミド樹脂、 て同じ。)の材料がセラミックス、銅、 覆われたものを用い、 全仕様) 樹脂、 ド樹脂、 ル樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。 日 不飽和ポリエステル樹脂、 本産業規格C八一五四 (当該LEDモジュールの受け口をいう。 第三号ロにおい ―二〇一五に規定するLEDモジュールで難燃材料で ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、 ポリフタルアミド樹脂、ポリブチレンテレフタレー ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファ かつ、口金を有しないもの(その接続端 芳香族ポリエステル樹脂、 般照明用LEDモジュー 銅合金、 メラミンフェ フェノール樹 ル ポリ

#### 第 照明器具

改

正

前

からハまでのいずれかに掲げるものとしなければならない。 照明器具は、 耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、 次のイ

イ・ロ

LEDランプ(次の⑪又は⑫に掲げるものに限る。

- のソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカ するGX一六t―五口金付直管LEDランプを用いるもの 金付直管LEDランプ― 日本工業規格C八 ンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂 ボネート樹脂、 メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。 ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチ 一五九| 第一 部 ·· 安全仕様) 般照明用GX一六t <u>|</u> 一三に規定 (そ Ŧī.
- (2) 子部 アミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファ 覆われたものを用い、 イド樹脂、ポリフタルアミド樹脂、ポリブチレンテレフタレー て同じ。)の材料がセラミックス、銅、 全仕様) 樹脂、ポリプロピレン樹脂、 日 ル樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。) 不飽和ポリエステル樹脂、 本工 (当該LEDモジュールの受け口をいう。第三号ロにおい 一二○一五に規定するLEDモジュールで難燃材料で 業規格C八一五四 かつ、口金を有しないもの (一般照明用LEDモジュール メラミン樹脂、 芳香族ポリエステル樹脂、 銅合金、 メラミンフェ フェノール樹 (その接続端 ポリ

应

略

屋 根 ふき材、 外 装 材 及 び 屋 外 に 面 す る 帳 壁  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法を 定 8 る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 匹 条 屋 根 S き 材、 外 装 材 及  $\mathcal{U}$ 屋 外 に 面 す る 帳 壁  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 を 定  $\Diamond$ る 件 昭 和 兀 +六 年 建 設 省 告示

第百九号)の一部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る規定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 し た部分をこれに対応する改正 後 欄 に 撂 げる規

(略) 四·五	と。	有することとし、かつ、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結するこ すすることとし	―一九九五にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を ――一九九五にそ	四(ワイヤラス)——九九四又はJISA五五〇五(メタルラス) 四(ワイヤラス)	(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス))―一九九四、JISA五五〇 (ラスシ	タルラスは、日本産業規格(以下「JIS」という。) A五五二四 タルラス	鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメ 三 鉄網モ	·二 (略) ———————————————————————————————————	に定めるところによらなければならない。	地階を除く階数が三以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次 第三 地階を除く階	改 正 後
(略)		こととし、かつ、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結するこ	7五にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を	·ヤラス)——九九四又はJISA五五〇五(メタルラス)	(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス))──九九四、JISA五五○	タルラスは、日本工業規格(以下「JIS」という。)A五五二四	鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメ	(略)	こころによらなければならない。	。除く階数が三以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次	改正前

現 場 打 コン ク リー 1  $\mathcal{O}$ 型 わ < 及  $\mathcal{U}$ 支 柱  $\mathcal{O}$ 取 ŋ 外 L に 関 す る 基 準  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 五. 条 現 場 打 コ ン ク リ }  $\mathcal{O}$ 型 わ < 及び 支 柱  $\mathcal{O}$ 取 り 外 L に 関 す る 基 準 昭 和 兀 + 六 年 建 設 省 示 第

百十号)の一部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る規定 の傍線 を付 L た 部 分をこれ に 順 次 対応する改 Ē 後 欄 に 掲 げ

改 正 後

第 によらなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき 荷重の状態並びに気温又は養生温度に応じて、次の各号に定めるところ せき板及び支柱の存置期間を定めることができる場合は、当該存置期 せき板及び支柱の存置期間は、 建築物の部分、 セメントの種類及び 第一

間によることができる。

は欄に掲げるコンクリートの圧縮強度以上になるまで取り外さない イ若しくはロに掲げる方法により求めたコンクリートの強度が同表せき板は、別表の欄に掲げる存置日数以上経過するまで又は次の

これらに類する養生を行つたものである場合に限る。)。 圧縮強度試験に用いる供試体が現場水中養生、現場封かん養生又は ―トの圧縮強度試験方法)─二○一二によること(コンクリートの 日本産業規格(以下「JIS」という。)A一一〇八(コンクリ

次の式によつて計算すること。

$$fc_{te} = exp \left\{ s \left[ 1 - \left( \frac{28}{(te - 0.5)/t_0} \right)^{1/2} \right] \right\} \cdot fc_{28}$$

この式において、fc、s、te、to及びfcはそれぞれ次の数値を表す

ものとする。 ニュートン) コンクリートの圧縮強度(単位 一平方ミリメートルにつき

セメントの種類に応じて次の表に掲げる数値

普通ポルトランドセメント	セメントの種類
○ · <u>=</u>	数値

、せき板及び支柱の存置期間を定めることができる場合は、当該存置期 間によることができる。 によらなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき 荷重の状態並びに気温又は養生温度に応じて、次の各号に定めるところ せき板及び支柱の存置期間は、 建築物の部分、 セメントの種類及び

改 正

前

は欄に掲げるコンクリートの圧縮強度以上になるまで取り外さない イ若しくはロに掲げる方法により求めたコンクリートの強度が同表 せき板は、別表の欄に掲げる存置日数以上経過するまで又は次の

イ 日本工業規格A一一○八(コンクリートの圧縮強度試験方法) ものである場合に限る。)。 二〇一二によること(コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体 が現場水中養生、現場封かん養生又はこれらに類する養生を行つた 次の式によって計算すること。

 $fc_{te} = exp\left\{s\left[1 - \left(\frac{28}{(te - 0.5)/t_0}\right)^{1/2}\right]\right\} \cdot fc_{28}$ 

、この式において、fc、s、t、t及びfcはそれぞれ次の数値を表す fc コンクリートの圧縮強度(単位ものとする。

ニュートン) 一平方ミリメートルにつき

セメントの種類に応じて次の表に掲げる数値

普通ポルトランドセメント	セメントの種類
0.1111	数値

 早強ポルトランドセメント
 〇・二一

 早強ポルトランドセメント
 一・〇六

 フライアッシュセメントB種及び高炉セメントC種
 一・〇六

 ツシュセメントC種
 〇・五四

中庸熱ポルトランドセメント

〇 · 六〇

一・〇六

· --

低熱ポルトランドセメント

早強ポルトランドセメント

〜 次の式によつて計算したコンクリートの有効材齢(単位 日

 $te = \frac{1}{24} \sum \Delta ti \cdot exp \left[ 13.65 - \frac{4000}{273 + Ti/T_0} \right]$ 

 $\Delta$  (i-1) 回目のコンクリートの温度の測定(以下単のとする。 この式において、 $\Delta$ 、II及び $\Gamma$ 0はそれぞれ次の数値を表すも

1 i回目の測定により得られたコンクリートの温度(単位 時間) に「測定」という。)からi回目の測定までの期間(単

位 摂氏度) 位 摂氏度) で i 回目の測定により得られたコンクリートの温度

(単位 日) (単位 民度)

年法律第二百一号)第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を〇一九に規定する呼び強度の強度値(建築基準法(昭和二十五fc JIS A五三〇八(レディーミクストコンクリート)―ニto 一(単位 日)

) 次の式によつて計算したコンクリートの有効材齢(単位 日

ッシュセメントC種

フライアッシュセメントB種及びフライア

〇・五八

高炉セメントB種及び高炉セメントC種

 $\circ$ 

五四四

 $te = \frac{1}{24} \sum \Delta ti \cdot exp \left[ 13.65 - \frac{4000}{273 + Ti/T_{0}} \right]$ 

 $\Delta$  (i-1)回目のコンクリートの温度の測定(以下単のとする。 この式において、 $\Delta$ 、II及び $\Gamma_0$ はそれぞれ次の数値を表すも

に「測定」という。) から i 回目の測定までの期間

(単

位 摂氏度) Ti i回目の測定により得られたコンクリートの温度(単位 時間)

( 70 一 (単位 摂氏度)

十五年法律第二百一号)第三十七条第二号の国土交通大臣の認一二〇一九に規定する呼び強度の強度値(建築基準法(昭和二年を一日本工業規格A五三〇八(レディーミクストコンクリート)は、一(単位 日)

ミリメートルにつきニュートン)いて指定された構造体強度補正値を加えた値) (単位 一平方受けたコンクリートにあつては、設計基準強度に当該認定にお

られた場合においては、この限りでない。

文柱は、別表の欄に掲げる存置日数以上経過するまで取り外さな
をれた場合においては、九ニュートン)以上であり、かつ、施工中の荷重及び外力といって著しい変形又は亀裂が生じないことが構造計算により強めたコンクリートの強度が、同表は欄に掲げるコンクリートの圧縮強度以上又は一下の決定が、同表は欄に掲げる存置日数以上経過するまで取り外さな

ある場合に限る。)。

本3の一人の正統強度試験に用いる供試体が、コンクリートから切り取つ一トの圧縮強度試験に用いる供試体が、コンクリートから切り取つ縮強度試験方法)―二〇一二の圧縮強度試験によること(コンクリロ JIS A一一〇七(コンクリートからのコアの採取方法及び圧

平方ミリメートルにつきニュートン) において指定された構造体強度補正値を加えた値) (単位 一定を受けたコンクリートにあつては、設計基準強度に当該認定

#### (略)

体である場合に限る。)。 本である場合に限る。)。 が圧縮強度試験方法)—二○一二の圧縮強度試験によること(コンび圧縮強度試験方法)—二○一二の圧縮強度試験によること(コンロー日本工業規格A一一○七(コンクリートからのコアの採取方法及

非 常 用 工 V ベ ] タ ]  $\mathcal{O}$ か 及  $\mathcal{U}$ そ  $\mathcal{O}$ 出 入 П  $\mathcal{O}$ 4 法 並 び に か  $\mathcal{O}$ 積 載 荷 重  $\mathcal{O}$ 数 値 を 定  $\Diamond$ る 日 本 工 業

規格を指定する件の一部改正)

第六 条 非 常 用 工 レ ベ ] タ  $\mathcal{O}$ か 及 び そ  $\mathcal{O}$ 出 入  $\Box$  $\mathcal{O}$ 寸 法 並  $\mathcal{U}$ に か <u>\_</u>,  $\mathcal{O}$ 積 載 荷 重  $\mathcal{O}$ 数 値 を 定  $\emptyset$ る 日 本

工 業 規 格 を指 定 す る 件 昭 和 兀 +六 年 建 設 省 告 示 第 百 + 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ る。

次

 $\mathcal{O}$ 

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を

付

L

た

部

分をこ

れ

に

順

次

対

応

す

る

改

正

後

欄

に

掲

げ

昭 和 日	に 入 の 指 口 十 建	
四十五年改正  のうちE―17―のに関する部分  本産業規格A四三〇一(エレベーターのかご及び昇降路の寸法)(	定する。の寸法並びに籠の積載荷重の数値を定める日本産業規格を次のようの寸法並びに籠の積載荷重の数値を定める日本産業規格を次のよう三の三第六項の規定に基づき、非常用エレベーターの籠及びその出築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十九条	改正後
昭和四十五年改正)のうちE―17―0に関する部分日本工業規格A四三〇一(エレベーターのかご及び昇降路の寸法)(	ように指定する。出入口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本工業規格を次のの十三の三第六項の規定に基づき、非常用エレベーターのかご及びその産業基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十九条	改正前

建 築 物  $\mathcal{O}$ 地 震 に 対 す る安全は 性 を 確 か  $\Diamond$ る た  $\Diamond$ に 必 要 な 構 造 計 算  $\mathcal{O}$ 基 準 を 定  $\emptyset$ る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

七 五 条 年 建 設 建 省告 築 物 示  $\mathcal{O}$ 第 地 千 震 七 に 百 対 す 九 + る 安 号) 全 性 の 一 を 確 部 か を  $\Diamond$ 次 る た  $\mathcal{O}$ ょ  $\Diamond$ う に に 必 改 要 正 な す 構 る。 造 計 算  $\mathcal{O}$ 基 準 を 定  $\Diamond$ る 件 昭

和

五十

第

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る規定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこれ に 対 応する改 正 後 欄 に . 掲 げ る規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\otimes$ る。

## 改正後

# 鉄骨造の建築物等に関する基準

第二

いては、次の各号に定める構造計算を行うこと。鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物につ

## 一•二 (略)

のないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。 角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれ 造計算を行うこと。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、 
一のに限る。以下この号において単に「角形鋼管」という。)を構造 
のに限る。以下この号において単に「角形鋼管」という。)を構造 
三 冷間成形により加工した角形鋼管(厚さ六ミリメートル以上のも

#### イ (略

# 第二 鉄骨造の建築物等に関する基準

改

正

前

いては、次の各号に定める構造計算を行うこと。鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物につ

## 一•二 (略)

(A)

#### (略)

# 四~七 (略)

几

5

七

#### - 17 -

建 築 基 潍 法 施 行 令 第 兀 + 六 条 第 兀 項 表  $\left( \longrightarrow \right)$ 項 か 5 (七) 項 ま で に 掲 げ る 軸 組 と 同 等 以 上  $\mathcal{O}$ 耐 力 を 有 す

る 軸 組 及 び 当 該 軸 組 に 係 る 倍 率  $\mathcal{O}$ 数 値 を 定  $\Diamond$ る 件  $\bigcirc$ 部 改 正

第 八 条 建 築 基 準 法 施 行 令 第 匹 + 六 条 第 兀 項 表  $\left( \begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 項 か 5 (七) 項 ま で に 掲 げ る 軸 組 と 同 等 以 上  $\mathcal{O}$ 耐 力 を

有 す る 軸 組 及 び 当 該 軸 組 に 係 る 倍 率  $\mathcal{O}$ 数 値 を 定  $\Diamond$ る 件 昭 和 五 + 六 年 建 設 省 告 示 第 千 百 号)  $\mathcal{O}$ 

部

を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 かをこれ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ る。

三〜十四(略) 三〜十四(略) り下のものに限る。)を設けた軸組	三〜十四(略) 三〜十四(略) を設けた軸組
- C. ウェン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
五(鉄丸くぎ)に定めるN三二又はこれと同等以上の品質を有する	五(鉄丸くぎ)に定めるN三二又はこれと同等以上の品質を有する
、別表第一似欄に掲げる材料をくぎ(JIS A五五○八─一九七	、別表第一⑴欄に掲げる材料をくぎ(JIS A五五○八─一九七
これと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた胴縁に	これと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた胴縁に
という。) A五五○八─一九七五 (鉄丸くぎ) に定めるN五○又は	という。) A五五○八―一九七五 (鉄丸くぎ) に定めるN五○又は
けた、土台その他の横架材にくぎ(日本工業規格(以下「JIS」	けた、土台その他の横架材にくぎ(日本産業規格(以下「JIS」
木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、	木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、
二 厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の	二 厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の
一 (略)	一 (略)
各号に定めるものとする。	各号に定めるものとする。
項から出項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の	項から出項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の
第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第四項表一〇	第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第四項表一〇
改正前	改正後

設 計 基 準 強 度 لح  $\mathcal{O}$ 関 係 に お 7) て 安 全上 必 要 な コ ン ク IJ ĺ }  $\mathcal{O}$ 強 度  $\mathcal{O}$ 基 準 を 定 8) る 等  $\mathcal{O}$ 件  $\mathcal{O}$ 部 改

正

和

五.

+

六

年

建

設

省

告

示

第千

百二

号)

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

改

正

す

る。

げ

第 九 条 設 計 基 準 強 度 لح  $\mathcal{O}$ 関 係 に お *\* \ て 安 全 上 必 要 な コ ン ク IJ 1  $\mathcal{O}$ 強 度  $\mathcal{O}$ 基 準 を 定  $\Diamond$ る 等  $\mathcal{O}$ 件 昭

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂

る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ る。

取り方法及び強度試験方法)―二〇一二のうちコアの強度試験方法二 日本産業規格A一一〇七(コンクリートからのコア及びはりの切	二〇一二 日本産業規格A一一〇八 (コンクリートの圧縮強度試験方法)	とする。 第二 コンクリートの強度を求める強度試験は、次の各号に掲げるも	改正後
	□○一二 日本工業規格A一一○八(コンクリートの圧縮強度試験方法) —	とする。 とする。 とする。 とする。 お二 コンクリートの強度を求める強度試験は、次の各号に掲げるもの	改 正 前

建 築 物  $\mathcal{O}$ 基 礎  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 及  $\mathcal{U}$ 構 造 計 算  $\mathcal{O}$ 基 準 を 定 め る 件 の 一 部 改 正

第 十条 建 築 物  $\mathcal{O}$ 基 礎  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 及 U 構 造 計 算  $\mathcal{O}$ 基 準 を 定  $\Diamond$ る 件 平 成 + 年 建 設 省 告 示 第千三 百 兀

十七号)の一部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 Ē 前 欄 12 掲 げ る規定 の傍線 を付 l た部分をこれ に 順 次 対応する改 Ē 後 欄 に 掲 げ

3 · 4 (略)	3 · 4 (略)
合するものとすること。	合するものとすること。
規格A五三一〇(遠心力鉄筋コンクリートくい)―一九九五に適	規格A五三一〇(遠心力鉄筋コンクリートくい)―一九九五に適
<ul><li>加速心力鉄筋コンクリートぐいとする場合にあっては、日本工業</li></ul>	ハ 遠心力鉄筋コンクリートぐいとする場合にあっては、日本産業
ること。	ること。
レストレストコンクリートくい) ―一九九五に適合するものとす	レストレストコンクリートくい) ― 一九九五に適合するものとす
、日本工業規格A五三三七(プレテンション方式遠心力高強度プ	、日本産業規格A五三三七(プレテンション方式遠心力高強度プ
ロ 高強度プレストレストコンクリートぐいとする場合にあっては	ロ 高強度プレストレストコンクリートぐいとする場合にあっては
イ (略)	イ (略)
等以上の支持力を有するものとすること。	等以上の支持力を有するものとすること。
三 基礎ぐいの構造は、次に定めるところによるか、又はこれらと同	三 基礎ぐいの構造は、次に定めるところによるか、又はこれらと同
· -   (略)	一•二 (略)
定めるところによらなければならない。	定めるところによらなければならない。
2 建築物の基礎を基礎ぐいを用いた構造とする場合にあっては、次に	2 建築物の基礎を基礎ぐいを用いた構造とする場合にあっては、次に
第一(略)	第一(略)
改正前	改正後

第 + ( 特 条 殊 な 特 構 殊 造 又 な は 構 造 使 用 又 は 形 使 態 用  $\mathcal{O}$ 形 エ 態 レ べ  $\mathcal{O}$ ] 工 タ V 1 ベ 及 タ  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ ] エ 及 ス び 力 エ レ ] ス タ 力 ] レ ]  $\mathcal{O}$ 構 造 方  $\mathcal{O}$ 法 構 を定 造 方 法 8) る を 定 件  $\Diamond$ の 一 る 件 部 改 平 正 成

タ

]

+ -年 建 設 省 告示 第 千 兀 百 十三 号) 0 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る規定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分をこれ に 対応する改正 後 欄 に 撂 げる規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ うに 改 8 る。

改 正 後

第

項第 十号までに掲げるエレベーターにあっては第一号から第六号までの規 該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第 ターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、 非常用エレベーターにあっては第一号、 一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベ 築基準法施行令 。 以 下 「令」という。 第二号及び第四号から第 第百二十九条の三第 それぞれ当 第

## 一・二 (略)

十号までの規定は、それぞれ適用しない。

号に適合するものにあっては令第百二十九条の十第三項第二号の規 ものにあっては令第百二十九条の七第一号の規定、 九条の七第二号から第五号まで、第百二十九条の八第二項第二号 令第百二十九条の十三の三の規定は、それぞれ適用しない。 四号イの規定、 は令第百二十九条の六第一号及び第四号の規定、 に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあって 第百二十九条の十第三項及び第四項並びに第百二十九条の十三の三 機械室を有しないエレベーター 第六号に適合するものにあっては令第百二十九条の十第三項第 第三項及び第五項から第十三項までの規定によるほか、次 非常用エレベーター以外のエレベーターにあっては 令第百二十九条の六、 第二号に適合する 第四号又は第五 第百二十

設ける場合にあっては、 する最下階の床面より上方に限る。)に設けること。この場合に ○○三に規定するIPX二に適合するもの又はこれと同等以上の 号において「駆動装置等」という。)は、 非常用エレベーターにあっては、駆動装置及び制御器(以下こ (電気機械器具の外郭による保護等級 当該駆動装置等を籠が停止する最上階の床面より下方に 当該駆動装置等は、 (IPコード) 昇降路内(籠が停止 日本産業規格C〇九

> 改 正 前

項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベ 十号までに掲げるエレベーターにあっては第一号から第六号までの規 該各号に定める構造方法を用いるものとする。 十号までの規定は、それぞれ適用しない。 ターは、 非常用エレベーターにあっては第一号、 建築基準法施 次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当 紀行令 (以 下 「令」という。) 第二号及び第四号から第 ただし、第七号から第 第百二十九条の

## 一·二 (略)

号に適合するものにあっては令第百二十九条の十第三項第二号の規 ものにあっては令第百二十九条の七第一号の規定、第四号又は第五 九条の七第二号から第五号まで、第百二十九条の八第二項第二号、 令第百二十九条の十三の三の規定は、 四号イの規定、非常用エレベーター以外のエレベーターにあっては 定、第六号に適合するものにあっては令第百二十九条の十第三項第 は令第百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第二号に適合する 第二項、第三項及び第五項から第十三項までの規定によるほか、 第百二十九条の十第三項及び第四項並びに第百二十九条の十三の三 に定める構造とすること。ただし、 機械室を有しないエレベーター 第一号に適合するものにあって 令第百二十九条の六、第百二十 それぞれ適用しない。 次

イ・ロ おいて、当該駆動装置等を籠が停止する最上階の床面より下方に する最下階の床面より上方に限る。)に設けること。この場合に の号において「駆動装置等」という。)は、 ○○三に規定するIPX二に適合するもの又はこれと同等以上 設ける場合にあっては 非常用エレベーターにあっては、 (電気機械器具の外郭による保護等級 当該駆動装置等は、 駆動装置及び制御器 (IPコード) 昇降路内 日本工業規格C〇九 (籠が停止 (以下こ

四〜十 (略) ニ〜チ (略) 防水の措置を講じたものとすること。

四〜十(略)ニ〜チ (略)のとすること。

遊 戱 施 設  $\mathcal{O}$ 構 造 耐 力 上 安 全 な 構 造 方 法 及 び 構 造 計 算 遊 戱 施 設 強 度 検 証 法  $\mathcal{O}$ 対 象 کے な る 遊 戱 施 設

遊 戱 施 設 強 度 検 証 法 並 U に 遊 戱 施 設  $\mathcal{O}$ 周 拼  $\mathcal{O}$ 人  $\mathcal{O}$ 安 全 を 確 保 す る ک لح が で き る 構 造 方 法 を 定  $\Diamond$ る

件の一部改正)

戱

施

設

遊

戱

施

設

強

度

検

証

法

並

 $\mathcal{U}$ 

12

遊

戱

施

設

 $\mathcal{O}$ 

周

开

 $\mathcal{O}$ 

人

 $\mathcal{O}$ 

安

全

を

確

保

す

る

ر ح

が

で

き

る

構

造

方

法

を

第 十二 条 遊 戱 施 設  $\mathcal{O}$ 構 造 耐 力 上 安 全 な 構 造 方 法 及 び 構 造 計 算、 遊 戱 施 設 強 度 検 証 法  $\mathcal{O}$ 対 象 とな る 遊

定  $\Diamond$ る 件 平 成 + 年 建 設 省 告 示 第 千 兀 百 + 九 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 対 応 する 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規

四 (略) 口•八 (略)	四 (略) 四 (略)
(2) ~ (4) (略)	(2) \( (4) \) (略)
とすること。	とすること。
もの又は同条第二号に基づき国土交通大臣の認定を受けたもの	もの又は同条第二号に基づき国土交通大臣の認定を受けたもの
七条第一号の規定に基づき指定された日本工業規格に適合する	七条第一号の規定に基づき指定された日本産業規格に適合する
· ・	<ul><li>主索は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十</li></ul>
のであること。	のであること。
イ 主索及びその端部並びに綱車又は巻胴の直径は、次に掲げるも	イ 主索及びその端部並びに綱車又は巻胴の直径は、次に掲げるも
する。	する。
限界安全率(以下「限界安全率」という。)は、ハに定める数値と	限界安全率(以下「限界安全率」という。) は、ハに定める数値と
する第百二十九条の四第二項第四号に規定する設置時及び使用時の	する第百二十九条の四第二項第四号に規定する設置時及び使用時の
う。)は、ロに定める数値とし、第百四十四条第二項において準用	う。) は、口に定める数値とし、第百四十四条第二項において準用
安全装置作動時の設置時及び使用時の安全率(以下「安全率」とい	安全装置作動時の設置時及び使用時の安全率 (以下「安全率」とい
おいて準用する第百二十九条の四第二項第三号に規定する常時及び	おいて準用する第百二十九条の四第二項第三号に規定する常時及び
三 イに掲げる主索及びその端部についての令第百四十四条第二項に	三 イに掲げる主索及びその端部についての令第百四十四条第二項に
一•二 (略)	一・二 (略)
•	0
第六 遊戯施設強度検証法については、次の各号に定めるところによる	第六 遊戯施設強度検証法については、次の各号に定めるところによる
改 正 前	改正後

撃 に ょ 0 て生ずる電 流 を 建 築 物 に 被 害を及ぼすことなく安全に 地中に流 すことができる避 雷 設

備の構造方法を定める件の一部改正)

第十三 条 雷撃 に ょ 0 7 生ず る 電 流 を 建 築 物 に 被 害 を及ぼすことなく安全に 地 中 に 流すことが で きる

避 雷 設 備  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 を定め る件 平 成 + 年 建 設省· 告示第千四百二十五 号)  $\bigcirc$ 部 を次  $\mathcal{O}$ ように . 改

正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこれ に 順 次 対 応 す る改 正 後 欄 に 掲 げ

Aに適合するものとみなす。 ○一(建築物等の雷保護)―二○○三に規定する外部雷保護システついては、日本産業規格A四二○一(建築物等の避雷設備(避雷針ついては、日本産業規格A四二○一(建築物等の避雷設備(避雷針の正後の平成十二年建設省告示第千四百二十五号の規定の適用に所則	る構造とすることとする。 建築物等の雷保護)─二○○三に規定する外部雷保護システムに適合すに流すことができる避雷設備の構造方法は、日本産業規格A四二○一(電撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中	改正後
ムに適合するものとみなす。 ○一(建築物等の雷保護)—二○○三に規定する外部雷保護システついては、日本工業規格A四二○一(建築物等の避雷設備(避雷針ついては、日本工業規格A四二○一(建築物等の避雷設備(避雷針二 改正後の平成十二年建設省告示第千四百二十五号の規定の適用に一 (略)	る構造とすることとする。 建築物等の雷保護)─二○○三に規定する外部雷保護システムに適合すに流すことができる避雷設備の構造方法は、日本工業規格A四二○一(雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中	改 正 前

防 火 上 支 障  $\mathcal{O}$ な 1 外 壁 及  $\mathcal{U}$ 屋 根  $\mathcal{O}$ 構 造 を定め る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第十 . 四 条 防 火 上 支 障  $\bigcirc$ な 1 外 壁 及 U 屋 根  $\bigcirc$ 構 造 を 定  $\Diamond$ る 件 ( 平 成 + 年 建 設 省 告示 第 千 兀 百 兀

号)の一部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る規定 の傍線 を付 た部 分をこれ に 順 次 対応する改 Ē 後 欄 に 掲 げ

れているもの壁の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる材料で造られ、又は覆わ壁の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる建築物又は建築物の部分の外一の外壁にあっては、次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の外

改

正

後

第

## 一・二 (略)

の延焼のおそれのある部分以外の部分 次に定める材料三 床面積が百五十平方メートル未満の特定開放的簡易建築物の外壁

## イ・ロ(略

ので、次に掲げる基準に適合するもの かで、次に掲げる基準に適合するもの を表面処理したもっ素樹脂(ガラス繊維織物を用いるものにあっては四ふっ化エチーの素樹脂、クロロプレンゴム、クロロスルフォン化エチレンゴム、ふ が が ラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエスハ ガラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエス

するものであること。 物薄物材料の難燃性試験方法)に規定する防炎二級試験に合格(三) 日本産業規格(以下「JIS」という。)A一三二二(建築

## (2) (略)

### 二 (略)

合するものに限る。)で、厚さが八ミリメートル以下のもの成形材料)及びJIS K六七三五(ポリカーボネート板)に適ホ ポリカーボネート板(JIS K六七一九(ポリカーボネート

### 五一令第一(略)

積が千平方メートルを超えるものの外壁で延焼のおそれのある部分もの又は同条第二号に該当する建築物若しくは建築物の部分で床面築物若しくは建築物の部分で床面積が千五百平方メートルを超える4 令第百三十六条の九第一号ロからニまでのいずれかに該当する建

改正前

れているもの壁の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる材料で造られ、又は覆わ第一外壁にあっては、次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の外

## 一•二 (略)

の延焼のおそれのある部分以外の部分(次に定める材料)、床面積が百五十平方メートル未満の特定開放的簡易建築物の外壁

# イ・ロ (略)

ので、次に掲げる基準に適合するものと表面処理したもいと、次に掲げる基準に適合するものにあっては四ふっ化エチっ素樹脂(ガラス繊維織物を用いるものにあっては四ふっ化エチーの素樹脂(ガラス繊維織物を用いるものにあっては四ふっ化エチーンゴム、かが、カロロプレンゴム、クロロスルフォン化エチレンゴム、ふがラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエスガラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエス

) に規定する防炎二級試験に合格するものであること。 日本工業規格A一三二二(建築物薄物材料の難燃性試験方法

### (2) (略)

### 二(略)

もの 板)に適合するものに限る。)で、厚さが八ミリメートル以下の一ト成形材料)及び日本工業規格K六七三五(ポリカーボネートホーポリカーボネート板(日本工業規格K六七一九(ポリカーボネ

#### 四 (略)

積が千平方メートルを超えるものの外壁で延焼のおそれのある部分もの又は同条第二号に該当する建築物若しくは建築物の部分で床面築物若しくは建築物の部分で床面積が千五百平方メートルを超える五 令第百三十六条の九第一号ロからニまでのいずれかに該当する建

以外の部分 次に定める材料

イ・ロ

ので、次に掲げる基準に適合するもの 樹脂、クロロプレンゴム、クロロスルフォン化エチレンゴム、ふ テル系若しくはポリビニルアルコール系の繊維織物に塩化ビニル レン樹脂を除く。)その他これらに類するものを表面処理したも っ素樹脂(ガラス繊維織物を用いるものにあっては四ふっ化エチ ガラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエス

(1) (3) (略)

規定する防炎二級試験に合格するものであること。 J I S A一三二 (建築物薄物材料の難燃性試験方法) に

(5)略) (略)

六

(略)

イ・ロ (略) 以外の部分 次に定める材料

ので、 テル系若しくはポリビニルアルコール系の繊維織物に塩化ビニル 樹脂、クロロプレンゴム、クロロスルフォン化エチレンゴム、ふ レン樹脂を除く。)その他これらに類するものを表面処理したも っ素樹脂(ガラス繊維織物を用いるものにあっては四ふっ化エチ ガラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエス 次に掲げる基準に適合するもの

(1) (3) (略)

)に規定する防炎二級試験に合格するものであること。 日本工業規格A一三二二 (建築物薄物材料の難燃性試験方法

(略)

建 築 物  $\mathcal{O}$ 基 礎 主 要 構 造 部 等 に 使 用 す る 建 築 材 料 並 び に  $\sum$ れ 5  $\mathcal{O}$ 建 築 材 料 が 適 合 す ~ き 日 本 工 業

規 格 又 は 日 本 農 林 規 格 及  $\mathcal{U}$ 品 質 に 関 す る 技 術 的 基 準 を 定  $\Diamond$ る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 + 本 工 五 業 条 規 格 建 又 築 は 物 日  $\mathcal{O}$ 本 基 農 礎 林 規 主 格 要 及 構 造 び 品 部 等 質 に に 関 使 す 用 る す 技 る 術 建 築 的 基 材 準 料 を定 並  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$  $\Diamond$ に る 件 れ 5 平  $\mathcal{O}$ 成 建 + 築 材 年 料 建 が 設 適 省 合 すべ 告 示 第 き 千 日

兀 百 兀 + 六号  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍線

を付

L

た

部

分

 $\mathcal{O}$ 

よう

(Z

· 改 め

る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 かをこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ

- 34 -

料 掲げる建築材	(١١)	別表第一(法第三	二・三 (略) ントシステム— シ要な技術的生 一 製造設備、検	う。 滑化に資すると認められる場 2 前項の規定にかかわらず、 第三 (略)	のとする。 一い欄に掲げる第二 法第三十七	関する技術建築物の基	
G三一○一(一般構造用圧延鋼材) — 一九九五、 IS E一一○三(軽レール) — 一九九三、JIS H形鋼ぐい) — 一九九四、JIS E一一○(普通 日本産業規格(以下「JIS」という。) A五五二	(3)	(法第三十七条第一号の日本産業規格又は日本農林規格)	三 (略) ―二〇〇〇の規定に適合していること。トシステム―要求事項)―二〇〇〇の規定に適合していること。要な技術的生産条件が、日本産業規格Q九〇〇一(品質マネジメ製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に	窓合は、次に定める基準によることができ製品の品質保証の確保及び国際取引の円	とする。 い欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表の欄に掲げるも、い欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表の欄に掲げるも、法第三十七条第一号の日本産業規格又は日本農林規格は、別表第一	関する技術的基準を定める件建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの	改正後
料 掲 げ る 建 築 材	(١/١)		二・三 (略)	る。 滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができ、滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができ2.前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円第三 (略)	のとする。 一い欄に掲げる 第二 法第三十七	関する技術建築物の基	
G三一〇一(一般構造用圧延鋼材)―一九九五、 IS E一一〇三(軽レール)―一九九三、JIS H形鋼ぐい)―一九九四、JIS E一一〇(普通 H形鋼ぐい)―一九九四、JIS E一一〇(普通	(3)				る建築材料の区分に応じ、それぞれ同表/3欄に掲げるも七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格は、別表第	術的基準を定める件が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの	改 正 前

略 造用ステンレス鋼材) I S G三四六六 (一般構造用角形鋼管) レート) -1100三、JIS 十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 造用溶接軽量H形鋼)― 五. 三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八 J I S <u>\_</u> ——九九八、JIS (建築構造用圧延棒鋼) :造用圧延鋼材)——九九四、 %アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 力鋳鋼管 J I S 一九九八、JIS 一九七九、 九九一又はJIS J I S 一一(構造用高張力炭素鋼及び低合金鋳鋼品 (一般構造用炭素鋼管)——一九九四、 (溶接構造用鋳鋼品) —— 九九 (炭素鋼鋳鋼品) G三四七五 (炭素鋼鍛鋼品) ——九八八、 一九八七、 G三三一二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及 一九九四、JIS G三三二一(溶融五 G四〇五一(機械構造用炭素鋼鋼材 J I S 〇六(溶接構造用圧延鋼 一九九 (建築構造用炭素鋼管) J I S G三三五〇(一般構造用軽量 -11000, J I S ——九九一、JIS G四〇五三(機械構造用合金 G三三二二 (塗装溶融五十 G五二〇一(溶接構造用遠 J I S 兀 一九九〇、 G三三五二(デッキプ 一九九六、 G 四 三 二 G三三五三(一般構 J I S 接構造用耐候性 ——九八八、 J I S J I S J I S J I S J I S (建築構 G 五 一 G 五 一 G 三 四 一九 熱間 九 略  $\overline{\overline{\bigcirc}}$ G三四六六 (一般構造用角形鋼管) —一九八八、 造用溶接軽量 H形鋼) レート) ー:100三、 五. 十五%アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)―一九九八 造用ステンレス鋼材) 構造用圧延鋼材)——九九四、 J I S 鋼) 九、 厄 —一九九八、JIS S %アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 鋼帯) — (建築構造用圧延棒鋼) 力鋳鋼管) 一一一(構造用高張力炭素鋼及び低合金鋳鋼品 一九七九、 J I S 一九九八、JIS 九九一又はJIS J I S (溶接構造用鋳鋼品) (一般構造用炭素鋼管)——九九四、 G三四七五 (建築構造用炭素鋼管) — (炭素鋼鋳鋼品) J I (炭素鋼鍛鋼品) ——九八八、 <u>-110011,</u> G三一〇六(溶接構造用圧延鋼 一九八七、 G三三一二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及 一九九四、 G四〇五一(機械構造用炭素鋼鋼材 J I S 九九 J I S -11000 JIS G四三二 ——九九〇、 JIS G三三五三 (一般構 G三三五〇(一般構造用軽量 ——九九一、 JIS G三三二一(溶融五 G四〇五三(機械構造用合金 G三三二二(塗装溶融五十 兀 J I S G五二〇一(溶接構造用遠 ——九九一、JIS 一九九六、 (溶接構造用耐候性熱間 G三三五二 (デッキプ

36

J I S

G 三 四

**(建** 

G

J I S

九

九

J I S

G 五. G 五. (建築構

(学 校  $\mathcal{O}$ 木 造  $\mathcal{O}$ 校 舎  $\mathcal{O}$ 日 本 工 業 規 格 を 指 定する件 0 部 改正)

第十六 条 学 校  $\bigcirc$ 木 造  $\mathcal{O}$ 校 舎  $\mathcal{O}$ 日 本 工 業規 格 を 指 定 す る 件 平 . 成 + = 年 建 設 省 告示 第千 匹 百 五. 十三号

)の一部を次のように改正する。

次 0) 表 に ょ り、 改 Ē 前 欄 12 掲 げ る規定の傍線 を付 した部分をこれに順 次対応する改 正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

1 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略)	準)—二〇一五とする。 舎の日本産業規格は、日本産業規格A三三〇一(木造校舎の構造設計標建築基準法施行令第四十八条第二項第二号に規定する学校の木造の校学校の木造の校舎の日本産業規格を指定する件	改正後
1 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略)	準) -二○ 五とする。   準) -二○ 五とする。   準) -二○ 五とする。   学校の木造の校舎の日本工業規格A三三○ (木造校舎の構造設計標校 建築基準法施行令第四十八条第二項第二号に規定する学校の木造の校	改正前

木 · 造  $\mathcal{O}$ 継 手 及  $\mathcal{U}$ 仕 П  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法を定める 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第十七 条 木 造  $\bigcirc$ 継 手 及 び 仕  $\Box$  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 を 定  $\Diamond$ る 件 ( 平 成 十二年 建 設 省 告 示 第千 兀 百 六十号) の 一

部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 Ē 前 欄 に掲 げ る規定の傍線 を付 した部分をこれに順次対応する改 Ē 後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

って構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限 継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならな ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によ 築基準法施行令 。 以 下 「令」という。 第四十七条に規定する木造

0

建

りでない。 以上の引張耐力を有する接合方法によらなければならない。 に応じ、それぞれイからホまでに定める接合方法又はこれらと同等 筋かいの端部における仕口にあっては、次に掲げる筋かいの種 類

ち付けたもの れと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ。)を八本打 た鋼板添え板に柱及び横架材に対して長さ九センチメートルの太 鉄丸くぎ(日本産業規格(以下「JIS」という。) 角座金を介してナット締めとしたもの又は当該鉄筋に止め付け (くぎ) 径九ミリメートル以上の鉄筋 ―一九九二のうち太め鉄丸くぎに適合するもの又はこ 柱又は横架材を貫通した鉄筋を A 五 五 〇

さ六・五センチメートルの鉄丸くぎ(JIS の品質を有するものをいう。以下同じ。)を五本平打ちしたもの 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木 柱及び横架材を欠き込み、柱及び横架材に対してそれぞれ長 一九九二のうち鉄丸くぎに適合するもの又はこれと同等以上 A五五〇八 、(くぎ

九九四のうち強度区分四・六に適合するもの又はこれと同等以上 ミリメートルのボルト(JIS 厚さ一・六ミリメートルの鋼板添え板を、筋かいに対して径十二 ンチメートルの太め鉄丸くぎを三本平打ち、柱に対して長さ六・ の品質を有するものをいう。以下同じ。)締め及び長さ六・五 |センチメートルの太め鉄丸くぎを三本平打ち、 厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 B 一 一八○ ( 六角ボルト) 横架材に対して

> 改 正 前

って構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限 の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならな りでない。 い。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によ 建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第四十七条に規定する木造

以上の引張耐力を有する接合方法によらなければならない。 に応じ、それぞれイからホまでに定める接合方法又はこれらと同等 筋かいの端部における仕口にあっては、次に掲げる筋かい ものをいう。以下同じ。)を八本打ち付けたもの 三角座金を介してナット締めとしたもの又は当該鉄筋に止め付け 太め鉄丸くぎに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有する め鉄丸くぎ(日本工業規格A五五〇八(くぎ)―一九九二のうち た鋼板添え板に柱及び横架材に対して長さ九センチメートルの太 径九ミリメートル以上の鉄筋 柱又は横架材を貫通した鉄筋 0) 種

口 さ六・五センチメートルの鉄丸くぎ(日本工業規格A五五〇八 以上の品質を有するものをいう。以下同じ。)を五本平打ちした くぎ) ―一九九二のうち鉄丸くぎに適合するもの又はこれと同等 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木 柱及び横架材を欠き込み、 柱及び横架材に対してそれぞれ長

ハ 厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 ミリメートルのボルト(日本工業規格B一一八〇 六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを三本平打ち、 五センチメートルの太め鉄丸くぎを三本平打ち、柱に対して長さ 以上の品質を有するものをいう。 厚さ一・六ミリメートルの鋼板添え板を、筋かいに対して径十二 一九九四のうち強度区分四・六に適合するもの又はこれと同等 以下同じ。)締め及び長さ六・ (六角ボルト) 横架材に対

二 (略)	二・ホ (略)	0	長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを四本平打ちとしたも
二 (略)	二・ホ (略)	たもの	して長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを四本平打ちとし

鋼 材 等 及 び 溶 接 部  $\mathcal{O}$ 許 容 応 力 度 並 び に 材 料 強 度  $\mathcal{O}$ 基 準 強 度 を 定 85 る 件  $\mathcal{O}$ \_ 部 改 正

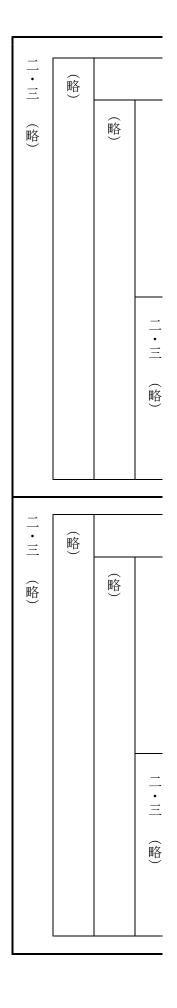
第 + 八 条 鋼 材 等 及 U 溶 接 部  $\mathcal{O}$ 許 容 応 力 度 並 び に 材 料 強 度  $\mathcal{O}$ 基 準 強 度 を 定  $\Diamond$ る 件 平 成 + = 年 建 設 省

告示 第二千四 百 六 + 匹 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う ĺ 改 正 す る。

次 0) 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分をこれ に 対 応する改正 後 欄 に 撂 げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

				<i> </i>	
		岡 炭 素	鋼材等	第 一 の 表 鋼 鋼	
	構造用ケーブル	(略)	等の種類及び品質	表の数値とする。 鋼材等の許容応力度の基準強度は、鋼材等の許容応力度の基準強度	改正後
とすること。  一 日本産業規格(以下	じて、次のいずれかの数値構造用ケーブルの種類に応		リメートルにつきニュート 基準強度(単位 一平方ミ	次号に定めるもののほか、	(Z
				<u>次</u> 第	
	金	岡 炭 素	鋼材等	<u> </u>	
	抽	_	$\bigcirc$	の材材	
	構造用ケーブル	(略)	の種類及び品質	表の数値とする。鋼材等の許容応力度の基準強度は、鋼材等の許容応力度の基準強度	改正前



高 力 ボ ル 1  $\mathcal{O}$ 基 準 張 力、 引 張 接 合 部  $\mathcal{O}$ 引 張 り  $\mathcal{O}$ 許 容 応 力 度 及  $\mathcal{U}$ 材 料 強 度  $\mathcal{O}$ 基 準 強 度 を 定 8) る 件  $\mathcal{O}$ 

一部改正)

第十 九 条 高 力 ボ ル 1  $\mathcal{O}$ 基 準 張 力、 릿[ 張 接 合 部  $\mathcal{O}$ 引 張 り  $\mathcal{O}$ 許 容 応 力 度 及 び 材 料 強 度  $\mathcal{O}$ 基 準 強 度 を 定 8

る 件 平 成 + \_ 年 建 設 省 告 示 第二 千 兀 百 六 + 六 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る

			第	
二 (略)	ものとする。 「JIS」という。) B一一八六(摩擦接合用高力ボルト・ 一一九九五に定める一種、二種及 で三種の摩擦接合用高力ボルト、ナット及び座金の組合せを表す の表において、一種、二種及び三種は、日本産業規格(以下	(略)	値とする。 高力ボルトの基準張力は、次号に定めるもののほか、次の表の数一 高力ボルトの基準張力	改正後
二 (略)	ものとする。 ・ の表において、一種、二種及び三種は、日本工業規格(以下この表において、一種、二種及び三種は、日本工業規格(以下	(略)	値とする。	改正前

特特 殊 な許 容 応 力度 及 び 特 殊 な 材 料 強 度を定 め る 件 の 一 部 改 正

第二十条 特 殊 な 許 容 応 力 度 及 び 特 殊 な 材 料 強 度 を 定  $\Diamond$ る 件 ( 平 成 十三 年 玉 1土交通 省告 示 第千二十四

号)の一部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 Ē 前 欄 12 掲 げ る規定の傍線 を付 した部分をこれに順 次対応する改 Ē 後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

十八・十九 (略)

第一 特殊な許容応力度

第

特殊な許容応力度

改

正

前

十七

緊張材の許容応力度は、

次の表の数値によらなければならない

~十六

(略)

改

正

後

一~十六

(略)

略)

。 類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする 対及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣の認定を受けた緊張材の引張強さ及び耐力は、その種 さ及び耐力を表すものとする。ただし、法第三十七条第二号の国 この表において、凡及び腎は、それぞれ次の表に掲げる引張強

略)

ぞれ表すものとする。 でれ表すものとする。 でれ表すものとする。 でれ表すものとする。 でれ表すものとする。 でい表すものとする。 でい表すものとする。 でい表すものとする。 でい表すものとする。 でい表すものとする。 でい表すものとする。 でい表すものとする。 でい表すものとする。 でいる緊張材の種類は、JIS G三一三七 (細径異形PC鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G 三一〇九(PC鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G 三一〇九(PC鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G 三一〇九(PC鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G 三一〇九(PC鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G 三一〇九(PC鋼棒で示される緊張材の種 この表において、単一鋼線、鋼より線で示される緊張材の種

略

。類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣の認定を受けた緊張材の引張強さ及び耐力は、その種さ及び耐力を表すものとする。ただし、法第三十七条第二号の国この表において、凡及びPyは、それぞれ次の表に掲げる引張強

略)

に定める緊張材の種類をそれぞれ表すものとする。 種類は、JIS G三一三七(細径異形PC鋼棒)――九九四に定める緊張材の種類を、細径異形PC鋼棒で示される緊張材の 緊張材の種類は、JIS G三一〇九(PC鋼棒で示される緊張材の ない、それぞれJIS G三五三六(PC鋼棒で示される ない、とれぞれJIS G三五三六(PC鋼棒で示される ない。 との表において、単一鋼線、鋼より線で示される緊張材の種

十八・十九 (略)

- 49 -

基準強度

第三

基準強度

兀

<u>\</u>

兀 <u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>

ぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。 けたターンバックルの基準強度にあっては、 値とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受 第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、 その品質に応じてそれ 次の表の数

(略)

ターンバックル胴)─二○○三及びJIS 表すものとする。 ターンバックルボルト)―二〇〇三に規定するターンバックルを 築用ターンバックル) ターンバックルは、 J I S A五五四二(建築用 A 五五四〇

この表において、

ぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。 けたターンバックルの基準強度にあっては、 値とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受

その品質に応じてそれ

第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数

(略) この表において、 ターンバックルは、 日本工業規格 以下

及び JIS 〇三に規定するターンバックルを表すものとする。 三 J I S IS」という。 A五五四二(建築用ターンバックルボルト)─二○ A五五四一(建築用ターンバックル胴)—二〇〇三 )A五五四○(建築用ターンバックル) -1100

五~九 略

五~九

略

壁 式 鉄 筋 コ ン ク IJ ] 1 造  $\mathcal{O}$ 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 す る 安 全上 必 要 な 技 術 的

基準を定める件の一部改正)

第二十 条 壁 式 鉄 筋 コ ン クリ ] 1 造  $\mathcal{O}$ 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分 0 構 造 方 法 に 関 す る 安 全 上 必 要

な 技 術 的 基準 を定  $\Diamond$ る 件 平 成 十三 年 玉 土 交 通 省 告 示 第千 二十六 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

る 規 次 定  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 傍線 に ょ を付 り、 L 改 た 正 部 前 分 欄  $\mathcal{O}$ に よう 掲 げ ĺZ る 改め 規 定 る。  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 かをこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄

12

掲

げ

同等以上の品質を有するものとしなければならない。 三六(建築構造用圧延鋼材)―一九九四に適合するもの又はこれらと	○六(溶接構造用圧延鋼材)──。)G三一○一(一般構造用圧	R部に使用する構造用鋼材は、日本産業規格(以下「JIS」とWG合部に使用する構造用鋼材の品質	改正後
するものとしなければならない。 延鋼材)――九九四に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有	鋼材)  二○○四  若しくは  日本工業規格G三  三六(建築構造用圧延鋼材)  二○○四、日本工業規格G三  ○六(溶接構造	合部に使用する構造用鋼材は、日本工業規格G三一接合部に使用する構造用鋼材の品質	改 正 前

地 盤  $\mathcal{O}$ 許 容 応 力 度 及 び 基 礎 ぐ 1  $\mathcal{O}$ 許 容 支 持 力 を 求  $\Diamond$ る た 8  $\mathcal{O}$ 地 盤 調 査  $\mathcal{O}$ 方 法 並 び に そ  $\mathcal{O}$ 結 果 に 基

づ き 地 盤  $\mathcal{O}$ 許 容 応 力 度 及 び 基 礎 ぐ 11  $\mathcal{O}$ 許 容 支 持 力 を 定  $\Diamond$ る 方 法 等 を 定  $\Diamond$ る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二十二 結果 に 条 基 づ き 地 地 盤 盤  $\mathcal{O}$ 許  $\mathcal{O}$ 許 容 容 応 応 力 度 力 度 及 及  $\mathcal{C}_{i}$ U 基 基 礎 礎 ぐ < 11 1  $\mathcal{O}$ 許  $\mathcal{O}$ 許 容 容 支 支 持 持 力 力 を を定 求  $\Diamond$  $\Diamond$ る る た 方  $\Diamond$ 法  $\mathcal{O}$ 等 地 を定 盤 調  $\Diamond$ 査 る  $\mathcal{O}$ 件 方 法 平 並 成 び + に  $\dot{\equiv}$ そ 年  $\mathcal{O}$ 

国 土 交 通 省 告 示 第 千 百 十三号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 かをこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ

る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る。

び靱性を有する継手を用いる場合にあってはこの限りでない。	性を有する継手を用いる場合にあってはこの限りでない。
九九四に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の耐力、剛性及	四に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の耐力、剛性及び靱
いとする場合にあっては、日本工業規格A五五二五(鋼管ぐい)――	いとする場合にあっては、JIS A五五二五 (鋼管ぐい) ― 一九九
靱性に応じて低減させなければならない。ただし、溶接継手(鋼管ぐ	靱性に応じて低減させなければならない。ただし、溶接継手(鋼管ぐ
に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、継手部分の耐力、剛性及び	に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、継手部分の耐力、剛性及び
2 くい体に継手を設ける場合にあっては、くい体に用いる材料の長期	2 くい体に継手を設ける場合にあっては、くい体に用いる材料の長期
六~八 (略)	六~八 (略)
(表略)	(表略)
	上としなければならない。
メートルにつき八十二ュートン以上としなければならない。	いて、設計基準強度は一平方ミリメートルにつき八十ニュートン以
なければならない。この場合において、設計基準強度は一平方ミリ	容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合にお
う。)に用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によら	クリートくいに適合するものをいう。) に用いるコンクリートの許
附属書五 プレストレストコンクリートくいに適合するものをい	トコンクリート製品)―二〇〇四 附属書五 プレストレストコン
七三(プレキャストプレストレストコンクリート製品)―二〇〇四	以下「JIS」という。) A五三七三 (プレキャストプレストレス
五 遠心力高強度プレストレストコンクリートくい(JIS A五三	五 遠心力高強度プレストレストコンクリートくい (日本産業規格 (
一~四 (略)	一~四 (略)
げるところによる。	げるところによる。
第八 くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度は、次に掲	第八 くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度は、次に掲
改正前	改正後

+ 建 九 築 条 基  $\mathcal{O}$ 三 準 第 法 施 項 行 令  $\mathcal{O}$ 第 規 七 定 + を 九 適 用 条 第 L な \_\_ 1 項 鉄  $\mathcal{O}$ 骨 規 定 鉄 筋 を 適 コ 用 ン ク L IJ な ] 1 1 鉄 造 筋  $\mathcal{O}$ コ ン 部 ク 材 IJ  $\mathcal{O}$ 構 造 1 方 造 法  $\mathcal{O}$ 部 を 定 材  $\Diamond$ 及 る び 件 同 令  $\mathcal{O}$ 第 部 七

改正)

第二十三 件 同 令 第七 <u>\frac{1}{2}</u> 条 成 十三 + 九 建 築 年 条 玉 基  $\mathcal{O}$ 三 土 準 交 第 法 通 施 <del>---</del> 省 項 行 告 令  $\mathcal{O}$ 第 規 示 第 定 七 千三 +を 適 九 条 百 用 第 七 L + \_ な \_\_ 項 1 号) 鉄  $\bigcirc$ 骨 規 定  $\mathcal{O}$ 鉄 を 筋 部 適 コ を ン 用 次 ク L  $\mathcal{O}$ IJ な ょ ] 1 う 鉄  $\vdash$ に 造 筋 改  $\mathcal{O}$ コ 部 ン 正 す ク 材 る。 IJ  $\mathcal{O}$ 構 ] 造 1 方 造 法  $\mathcal{O}$ を 部 定 材 及  $\Diamond$ る U

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\bigcirc$ 傍 線 を 付 た 部 分 をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る。

枠 組 壁 工 法 又 は 木 質 プ レ ハ ブ 工 法 を 用 7) た 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 す る 安 全

上 必 要 な 技 術 的 基 準 を 定  $\Diamond$ る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二十二 兀 条 枠 組 壁 工 法 又 は 木 質 プ レ ハ ブ 工 法 を 用 1 た 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関

する安全 上 必 要 な 技 術 的 基 準 を定  $\Diamond$ る 件 平 成 十三 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 千 五 百 兀 + 号)  $\mathcal{O}$ 部 を

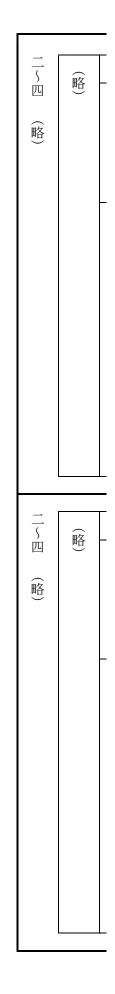
次

のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 かをこれ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ る。

		(-)		第 一 二	
		根太人ので天井	(略) 構造部材の種類	い。 構造耐力上主要な! 材料	
「軽量H形鋼規格」という。)リメートル以下に係る部分に限る。以下材の厚さが二・三ミリメートル以上六ミーー九九〇に規定する形鋼の規格(鋼の三三五三(一般構造用溶接軽量H形鋼	及び鋼帯の規格又はJIS板及び鋼帯)――九九八に規定する鋼規格、JIS G三三二二規格、JIS G三三二二	「IS」という。) G三三二一の規格、JIS G三三二二の 一一九九四に規定する鋼板 三一二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の規格、JI はつき鋼板及び鋼帯の規格、JI はつき鋼板及び鋼帯の規格、JI はつき鋼板及び鋼帯の規格、JI は関げる規格、日本産業規格の	規格	。に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならな構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種材料	改正後
		(_)		第一二	
		根太人ので天井	(略) 構造部材の種類	い。 構造耐力上主要な! 材料	
「軽量H形鋼規格」という。) リメートル以下に係る部分に限る。材の厚さが二・三ミリメートル以及の関係の関係を表している。 一一九九〇に規定する形鋼の規格を表している。	及び鋼帯帯の	G規亜の帯G本	規格	表に掲げる規格に適合するものとしなけ要な部分に使用する枠組材の品質は、構	改正前



構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 で あ る 壁 及  $\mathcal{U}$ 床 版 に、 枠 組 壁 工 法 に ょ ŋ 設 け 5 れ る ŧ  $\mathcal{O}$ を 用 1 る 場 合 に お

け る 技 術 的 基 準 12 適 合 す る 当 該 壁 及 び 床 版  $\bigcirc$ 構 造 方 法 を 定 8 る 件  $\bigcirc$ 部 改 正

場 合 + に 五. お 条 け る 構 技 造 術 耐 力 的 基 上 準 主 要 に な 適 合 部 す 分 る当 で あ 該 る 壁 壁 及 及 U U 床 床 版 版 に、  $\mathcal{O}$ 構 造 枠 方 組 法 壁 を 工 定 法  $\Diamond$ 12 る ょ 件 り 設 平 け 5 成 十三 れ る 年 Ł 玉  $\mathcal{O}$ 土 を 交 用 通 1 省 る

告 示 第 千 五. 百 兀 + 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ

る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る。

、次の各号に定めるところによる。 ものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられる 笠

改

正

後

Ŧī. に次の けた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。)からその階の床面 乗じて得た数値以上で、 第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合にお 天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあっては 得た長さの合計を、 える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以 方向につき、 からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたもの 合においては、当該上の階を含む。)の見付面積 いては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値)を の床面積に加えた面積)に次の表二に掲げる数値 に応じて当該耐力壁の長さに同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて 下の場合においては次の表一―二の耐力壁の種類の欄に掲げる区分 平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階 各階の張り間方向及び桁行方向に配置する耐力壁は、 表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならな (略) 耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超 その階の床面積 かつ、その階(その階より上の階がある場 (その階又は上の階の小屋裏 (張り間方向又は (特定行政庁が令 それぞれ

、次の各号に定めるところによる。ものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法はる 第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられる

改

正

前

## 一~四 (略)

ない。 のに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければなら 場合においては、当該上の階を含む。)の見付面積 を乗じて得た数値以上で、 令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合に 階の床面積に加えた面積)に次の表二に掲げる数値 て得た長さの合計を、その階の床面積(その階又は上の階の小屋裏 面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたも はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。)からその階の床 おいては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値 は、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその 分に応じて当該耐力壁の長さに同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じ 以下の場合においては次の表一―二の耐力壁の種類の欄に掲げる区 超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメート 方向につき、 天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあって 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれ 耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを かつ、その階(その階より上の階がある (張り間方向又 (特定行政庁が

## 

耐

力壁

の種

類

倍率

緊結の

方法

	構造用合板若しくは	ばり構	(合板の日本農林規	格(平成十五年農林	水産省告示第二百三	十三号。以下「合板	規格」という。)に	規定する特類又は一	類(屋外に面する部	分(防水紙その他こ	れに類するもので有	効に防水されている	部分を除く。)又は	湿潤状態となるおそ	$\mathcal{O}$	潤	れのある部分を除く	。)に用いる場合は	特類に限る。)をい	う。以下「構造用合	板等」という。)の	うち厚さ七・五ミリ	メートル以上の一級	若しくは厚さ九ミリ	メートル以上の二級	、構造用パネル(構
のはなる	(略)																									
のはる																										
のはく間ねじる																										
	(→)																					<u> </u>				
	構造用·	化粧ば	(合板	格(	水産	士	規格	規定	類(	分	れに	効に防-	部分	湿潤	れの	湿潤		°	特類	غ د	板等	うち	メー	若しく	メート	構造
	合板若しくは	はり構造用合板	板の日本農林規	成十	省告示第二百三	号。以下「合板	」という。)に	規定する特類又は一	(屋外に面する部	分(防水紙その他こ	類するもので有	防水されている	部分を除く。)又は	潤状態となるおそ	のある部分(常時	選状態となるおそ	のある部分を除く	に用いる場合は	類に限る。)をい	以下「構造用合	(等」という。)の	うち厚さ七・五ミリ		くは厚さ九ミリ	トル以上の二級	造用パネル(構
の種類じ	合板	り構	板の日本農林規	平成十五年農林	省告示第二百三	号。以下「合板	」という。) に	する特類又は一	屋外に面する部	(防水紙その他こ	類するもので有	防水されている		状態となるおそ	ある部分(常時	状態となるおそ	ある部分を除く	1/1	ろ	_	( )			ヽは厚さ九ミリ	IJ	パ
の種類の本数はねじはねじ	合板若しくは	り構	板の日本農林規	平成十五年農林	省告示第二百三	号。以下「合板	」という。) に	する特類又は一	屋外に面する部	(防水紙その他こ	に類するもので有 <u></u>	防水されている		状態となるおそ	ある部分(常時	状態となるおそ	ある部分を除く	1/1	ろ	_	( )			ヽは厚さ九ミリ	IJ	パ

一一○・五タイプ又三タイプ、二四一一する一八タイプ、二四一一 パーティクルボード IS A五九○八 ( ティクルボード (J 規格(以下「JIS 林規格 造用 厚さ七ミリメートル 以下同じ。)のうち 四五タイプをいう。 ドの三五タイプ又は 九九四に規定するハ 一一二四及び出にお又は四級をいう。表 る一級、二級、三級 という。)に規定す 構造用パネル規格」 三百六十号。以下「 年農林水産省告示第 は三〇―一五タイプ いて同じ。)、ハー ) — | 九九四に規定 〇五 (繊維板) —— という。) A五九 という。 ドファイバーボー パネル に、おいの日本農

パーティクルボード ( ) ( ) ( ) ( ) 林規格 規格 ドボー という。 ―一○・五タイプ又○タイプ、一七・五 ティクルボード (J る一級、二級、三級 年農林水産省告示第 以上のもの又はパー 厚さ七ミリメートル 以下同じ。)のうち 四五タイプをいう。 〇五 (繊維板) する一八タイプ、一 ドの三五タイプ又は 九九四に規定するハ いて同じ。)、ハー 又は四級をいう。表 構造用パネル規格」 三百六十号。以下「 ニタイプ、二四―一 ) ―一九九四に規定 ――二四及び出にお という。 ドファイバーボー パネル (以下「JIS に(昭和六十二 )に規定す 一五タイプ (日本工業 ) A 五 九

六~十六 (略)	(略)	<ul><li>付けた耐力壁</li><li>がのうち厚さ十二ミ</li><li>がのうち厚さ十二ミ</li></ul>
六 六 六 六 六 六 六 六 二 一 二 く 表 一 二 く 表 一 二 く 表 一 二 く 表 二 一 二 く 表 二 一 二 く 表 二 一 二 く 表 二 、 一 二 く 表 一 二 く 表 二 、 こ 、 本 こ 、 本 こ 、 こ こ 、 こ 、 こ こ 、 こ 、 こ こ 、 こ 、 こ こ 、 こ  こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ<	(略)	付けた耐力壁のを片側全面に打ちのを片側全面に打ちのを片側全面に打ちいる。以下同じ。

薄 板 軽 量 形 鋼 造  $\mathcal{O}$ 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 す る安 全 上 必 要 な 技 術 的 基 準 · を 定

める等の件の一部改正)

第二十六 条 薄 板 軽 量 形 鋼 造  $\mathcal{O}$ 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造 方法 に 関 す る 安 全 上 必 要 な 技 術 的

基 準 を定 め る 等  $\mathcal{O}$ 件 平 成 十三 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 千 六 百 兀 + 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

る 規 次 定  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 傍 に 線 ょ を り、 付 L 改 た 正 部 前 分 欄  $\mathcal{O}$ に よう 掲 げ ĺZ る 改め 規 定 る。  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 スを これ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄

12

掲

げ

改 正 後

第二 材料 略

められた場合は、この限りでない。 までのいずれかによるものとし、それぞれ当該下欄に掲げる寸法以 て構造耐力上支障のある断面形状のゆがみ等が生じないことが確か 上とすること。ただし、当該枠組材の実況に応じた加力実験によっ 前号に掲げる薄板軽量形鋼の断面形状は、 次の表の一項から国 項

略

軽乙形鋼、 八七の表一―二に定める軽溝形鋼、 J I S プZ形鋼を表すものとする。 表において、 リップ溝形鋼及びリップZ形鋼は、 という。) G三三五〇(一般構造用軽量形鋼)— 軽角形鋼 は、 角形の断面形状を、 軽Z形鋼、 リップ溝形鋼及び 日本産業規格 軽溝 形 以

第十二 構造計算

(略)

にあっては、 形状その他これらに類する断面形状の薄板軽量形鋼の弾性座屈強度 って計算するものとする。ただし、第二第二号の表に規定する断面 座屈に対して補強された状況等に基づき、固有値解析等の手法によ 薄板軽量形鋼の断面形状及び周囲の部材との接合並びに座屈又は横 及び前号に規定する材料強度の計算に用いる弾性座屈強度は、当該 第二号に規定する有効断面の面積、 次のイから二までに定めるところによることができる 第三号に規定する許容応力度

第二

材料

改

正

前

(略

められた場合は、この限りでない。 て構造耐力上支障のある断面形状のゆがみ等が生じないことが確か までのいずれかによるものとし、 上とすること。ただし、当該枠組材の実況に応じた加力実験によっ 前号に掲げる薄板軽量形鋼の断面形状は、 それぞれ当該下欄に掲げる寸法以 次の表の一項から国

略

IJ 八七の表一―二に定める軽溝形鋼、 軽乙形鋼、 この表において、 「JIS」という。) G三三五〇(一般構造用軽量形鋼) プZ形鋼を表すものとする。 リップ溝形鋼及びリップZ形鋼は、 軽角形鋼は、 角形の断面形状を、 軽Z形鋼 リップ溝形鋼及び 日本工業規格 軽 溝 ) 一 九 形 以

第 十二 構造計算

(略)

五. にあっては、 形状その他これらに類する断面形状の薄板軽量形鋼の弾性座屈強度 薄板軽量形鋼の断面形状及び周囲の部材との接合並びに座屈又は横 って計算するものとする。ただし、 座屈に対して補強された状況等に基づき、固有値解析等の手法によ 及び前号に規定する材料強度の計算に用いる弾性座屈強度は、当該 第二号に規定する有効断面の面積、 次のイから二までに定めるところによることができる 第二第二号の表に規定する断面 第三号に規定する許容応力度

「「「材の断面形状に応じて得られた数値とする。 曲げ材の弾性座屈強度は、次の表の◯項及び◯項に掲げる当該曲 無に対の弾性座屈強度は、次の表の◯項及び◯項に掲げる当該出

断

**|面形状** 

リメートルにつきニュートン)曲げ材の弾性座屈強度(単位

平方ミ

(略)

この表において、C、 $oldsymbol{\eta}$ 、A、 $oldsymbol{Z_m}$ 、E、 $oldsymbol{l_{kn}}$ 、 $oldsymbol{i_n}$ 、G

する。 、J、C、 $l_t$ 及び $r_0$ は、それぞれ次の数値を表すものと

きい場合には一とする。) には二・三とし、補剛区間内の曲げモーメントがM1より大 C 次の式によって計算した修正係数(二・三を超える場合

$$C = 1.75 + 1.05 \left(\frac{M_2}{M_1}\right) + 0.3 \left(\frac{M_2}{M_1}\right)^2$$

(負とするものとする。 角とするものとし、M2/M1は、当該曲げモーメンントを表すものとし、M2/M1は、当該曲げモーメンにおける小さい方及び大きい方の強軸周りの曲げモーメにおける小さい方及び大きい方の強軸周りの曲げモーメこの式において、M2及びMは、それぞれ座屈区間端部

れ 次に定める式によって計算した数値

$$r_1 = \sqrt{i_m^2 + i_n^2 + x_l^2}$$

イ・ロ (略)

げ材の断面形状に応じて得られた数値とする。曲げ材の弾性座屈強度は、次の表の⊣項及び□項に掲げる当該曲第三号ロに規定する曲げ材の座屈の許容応力度の計算に用いる

断面形状

リメートルにつきニュートン) 曲げ材の弾性座屈強度(単位 一平方ミ

略

この表において、C、 $oldsymbol{\eta}$ 、A、 $oldsymbol{Z}_m$ 、E、 $oldsymbol{l}_k$ 、 $oldsymbol{i}_n$ 、G

する。 、J、C、 $l_t$ 及び $r_0$ は、それぞれ次の数値を表すものと

きい場合には一とする。) には二・三とし、補剛区間内の曲げモーメントがM1より大C 次の式によって計算した修正係数(二・三を超える場合

$$C = 1.75 + 1.05 \left(\frac{M_2}{M_1}\right) + 0.3 \left(\frac{M_2}{M_1}\right)^2$$

次に定める式によって計算した数値

 $r_l$ 

$$r_1 = \sqrt{i_m^2 + i_n^2 + x_l^2}$$

値を表すものとする。 この式において、い、い及びとは、それぞれ次の数

単位 ミリメートル) 曲げ材の曲げを受ける軸に対する断面二次半(

曲げ材の曲げを受ける軸に直交する軸に対する

断面二次半径 とせん断中心との間の距離 (単位 ミリメートル) 曲げ材の曲げを受ける軸上における断面の重心 ( 単 位 ミリメートル)

A  $Z_m$ 薄板軽量形鋼の断面積 曲げを受ける軸に対する断面係数(単位 (単位 平方ミリメートル) ミリメート

Е ヤング係数 ( 単 位 一平方ミリメートルにつきニュート

の三乗)

用いる材料の種類及び接合方法の実況による数値) 圧縮側となる断面に接合する場合にあっては、当該接合に ミリメートル) 横座屈補剛間隔(構造用合板等が有効な横補剛として (単位

二次半径(単位 曲げ材のせん断弾性係数(単位 曲げ材の曲げを受ける軸に直交する軸に対する断面 ミリメートル) 一平方ミリメートルに

つきニュートン) 曲げ材のサンブナンねじり定数 (単位 ミリメート ル

曲げ材の曲げねじり定数 (単位 ミリメート ルの六乗

> 値を表すものとする。 この式において、im、 in及びXは、それぞれ次の数

 $i_m$ 単位 ミリメートル) 曲げ材の曲げを受ける軸に対する断面二次半(

 $i_n$ 断面二次半径(単位 ミリメートル) 曲げ材の曲げを受ける軸に直交する軸に対する

薄板軽量形鋼の断面積 とせん断中心との間の距離(単位 曲げ材の曲げを受ける軸上における断面の重心 ( 単 位 平方ミリメートル) ミリメートル)

A

 $Z_m$ ミリメートルの四乗) 曲げを受ける軸に対する断面二次モーメント (単位

 $l_{kn}$ Е 圧縮側となる断面に接合する場合にあっては、当該接合に ヤング係数(単位 横座屈補剛間隔 (構造用合板等が有効な横補剛として 一平方ミリメートルにつきニュート (単位

 $i_n$ ミリメートル) 曲げ材の曲げを受ける軸に直交する軸に対する断面

用いる材料の種類及び接合方法の実況による数値)

二次半径(単位 ミリメートル) つきニュートン) 曲げ材のせん断弾性係数 (単位 一平方ミリメートルに

J 四乗) 曲げ材のサンブナンねじり定数 (単位 ミリメートル

 $C_w$ 曲げ材の曲げねじり定数 (単位 ミリメートルの六乗

ro ロの表に規定するro(単位 ミリメートル) ねじれに対する有効座屈長さ(単位 ミリメートル)

(略)

二 (略)

ro ロの表に規定するro(単位 ミリメートル) ねじれに対する有効座屈長さ(単位 ミリメートル)

- 69 -

構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 で あ る 床 版 又 は 屋 根 版 に デ ツ キ プ V 1 版 を 用 *\* \ る 場 合 に お け る 当 該 床 版

又 は 屋 根 版  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 す る 安 全 上 必 要 な 技 術 的 基 準 を 定  $\Diamond$ る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二十 七 条 構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 で あ る 床 版 又 は 屋 根 版 12 デ ツ 丰 プ ] 1 版 を 用 **(** ) る 場 合 に お け る

第 百 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 る。

当

該

床

版

又

は

屋

根

版

 $\mathcal{O}$ 構

造

方

法

に

関

す

る

安

全

上

必

要

な

技

術

的

基

準

を定

 $\Diamond$ 

る

件

平

成

+

兀

年

玉

土

交

通

省 告 示 十六 す

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る。

次

 $\mathcal{O}$ 

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 傍

線

を

付

L

た

部

分

かをこれ

に

対

応

す

る

改

正 後

欄

に

掲

げ

る

規

<ul> <li>(1) 日本産業規格(以下「JIS」という。) G三三五二(デッキプレート) —二○○三に適合する形状とすること。</li> <li>(2~7) (略)</li> <li>ニ・ホ (略)</li> <li>(略)</li> </ul>	一 「、 一 「、 の ところによらなければならない。ただし、建築基 ・ はがでに第三号(イ及びハ(1)を除く。)の規定を除き、適用しない。 ・ はずという。)第八十二条各号に定めるところに はずいに第三号(イ及びハ(1)を除く。)の規定を除き、適用しない。 ・ はずという。)第八十二条各号に定めるところに はずいに第三号(イ及びハ(1)を除く。)の規定を除き、適用しない。 本でに第三号によって安全性が確かめられた場合は、第二号ロ及びホースでに第三号(イ及びハ(1)を除く。)の規定を除き、適用しない。 第一 「、 本でに第三号(イ及びハ(1)を除く。)の規定を除き、適用しない。 本でに第三号によること。 第一 「、 本でによること。 第一 「、 本でによること。 、でによること。 第一 「、 本でによること。 第一 「、 本でによること。 第一 「、 本でによること。 第一 「、 本でによること。 第一 「、 本でによること。 第一 「、 本でによること。 第一 「、 本でによること。 第一 「、 本でによること。 第一 「、 本でによること。 本でによること。 本でによること。 本でによること。 本でによること。 本でによること。 本でによること。 本ではなること。 本ではよること。 本ではよること。 本ではなること。 本では、 本で	改正後
<ul> <li>二 (略)</li> <li>二 (略)</li> <li>三 (略)</li> </ul>	イ・ロ (略) 二 鋼板は、次に定めるところによること。 一 (略) 一 (略) 一 (略) 本びに第三号(イ及びハ(1)を除く。)の規定を除き、適用しない。 がびに第三号(イ及びハ(1)を除く。)第八十二条各号に定めるところに よる構造計算によって安全性が確かめられた場合は、第二号ロ及びホ なる構造計算によって安全性が確かめられた場合は、第二号ロ及びホ ところによらなければならない。ただし、建築基 大版は、次に定めるところによること。	改正前

 $\widehat{\mathcal{F}}$ ル ウ  $\Delta$ 合 金 造  $\mathcal{O}$ 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 す Ź 安 全上 必 要 な 技 術 的 基 潍

を定める件の一部改正)

第二十 八 条 ア ル ? = ウ Ĺ 合 金 造  $\mathcal{O}$ 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 す る安 全 上 必 要 な 技

術 的 基 準 を定 8 る 件 平 成 +兀 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 兀 百 +号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る

規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 し た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ る

3 (略)	3 (略)
二~四 (略)	
おいては、この限りでない。	おいては、この限りでない。
号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合に	号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合に
い。ただし、摩擦面の実況に応じた令第八十二条第一号から第三	い。ただし、摩擦面の実況に応じた令第八十二条第一号から第三
これと同等以上のすべり係数を有する摩擦面としなければならな	これと同等以上のすべり係数を有する摩擦面としなければならな
磨材を用いたアルミナグリッドブラスト処理を施した摩擦面又は	磨材を用いたアルミナグリッドブラスト処理を施した摩擦面又は
九八の表一に定める粒度の種類F三十からF百五十に適合する研	九八の表一に定める粒度の種類F三十からF百五十に適合する研
S」という。) R六〇〇一 (研削といし用研磨材の粒度) ―一九	S」という。) R六○○一 (研削といし用研磨材の粒度) ―一九
へ 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面は、日本工業規格(以下「JI	へ 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面は、日本産業規格(以下「JI
イ~ホ (略)	イ〜ホ (略)
等」という。) による場合 次に定めるところによる。	等」という。) による場合 次に定めるところによる。
一 高力ボルト、ボルト又はリベット(以下この項において「ボルト	一高力ボルト、ボルト又はリベット(以下この項において「ボルト
なければならない。	なければならない。
の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとし	の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとし
在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる接合方法	在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる接合方法
2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存	2   構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存
一•二 (略)	(略)
、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。	、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。
らない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあっては	らない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあっては
係るリベット接合にあっては、添板リベット接合)によらなければな	係るリベット接合にあっては、添板リベット接合)によらなければな
。)又はリベット接合(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に	。)又はリベット接合(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に
ルト接合(溶融亜鉛めっき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ	ルト接合(溶融亜鉛めっき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ
構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボ	構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボ
第五 接合	第五 接合
改 正 前	改正後

丸 太 組 構 法 を 用 1 た 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 する安 全上 必 要 な 技 術 的 基 準 を

定める件の一部改正)

+ 九 条 丸 太 組 構 法 を 用 1 た 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 す る安・ 全 上 必 要 な 技 術

的 基 準 を 定め る 件 平 成 + 兀 年 国 土 交 通 省 告 示 第 兀 百 + 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る

規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る。

改 正 後	改正前
第四 耐力壁等	第四 耐力壁等
一~十一 (略)	一~十一 (略)
十二 耐力壁内には、次に定めるところにより、構造耐力上有効にだ	十二 耐力壁内には、次に定めるところにより、構造耐力上有効にだ
ぼを設けなければならない。ただし、許容応力度計算によって構造	ぼを設けなければならない。ただし、許容応力度計算によって構造
耐力上安全であることが確かめられ、かつ、ホに定めるところによ	耐力上安全であることが確かめられ、かつ、ホに定めるところによ
る場合は、この限りでない。	る場合は、この限りでない。
イ だぼの材料は、日本産業規格(以下「JIS」という。)G三	イ だぼの材料は、日本工業規格(以下「JIS」という。)G三
一一二(鉄筋コンクリート用棒鋼)——九八七に規定するSR二	一一二(鉄筋コンクリート用棒鋼)——九八七に規定するSR二
三五若しくはSD二九五Aに適合する直径九ミリメートル以上の	三五若しくはSD二九五Aに適合する直径九ミリメートル以上の
鋼材若しくはこれと同等以上の耐力を有する鋼材又は小径が二十	鋼材若しくはこれと同等以上の耐力を有する鋼材又は小径が二十
五ミリメートル以上の木材で第二第一号に規定する樹種とし、か	五ミリメートル以上の木材で第二第一号に規定する樹種とし、か
つ、節等の耐力上の欠点がないものとすること。	つ、節等の耐力上の欠点がないものとすること。
口~ホ (略)	口~ホ (略)
十三(略)	十二(略)

構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 に シ ス テ  $\Delta$ 1 ラ ス を 用 1 る 場 合 に お け る 当 該 構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造

方 法 に 関 す る 安 全 上 必 要 な 技 術 的 基 準 を 定  $\Diamond$ る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第三十 条 構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 に シ ス テ 7 } ラ ス を 用 1 る 場 合 12 お け る 当 該 構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分

 $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 す る 安 全上 必 要 な 技 術 的 基 準 を 定  $\Diamond$ る 件 平 成 + 兀 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 兀 百 六 十三

号) の一部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 かをこれ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る。

の清井置等 改正 前
二・三 (略)  二・三 (略)  二・三 (略)  「時請措置等  二・三 (略)  二・三 (略)
一 以 接 び 定 業 を に 浩 舗

特 定 畜 舎等 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 す Ś 安 全上 必 要な 技 術 的 基 準 · を 定  $\Diamond$ る 等  $\mathcal{O}$ 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第三十 条 特 定 畜 舎 等 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 す る 安 全 上 必 要 な 技 術 的 基 準 を 定  $\Diamond$ る 等  $\mathcal{O}$ 件 平 成 +

兀 年 玉 土 交通 省 告 示 第 几 百 七 +兀 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分をこれに 対 応する改正 後 欄 に . 掲 げ る規

安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従ったの四に定めるところによる構造計算と同等以上に特定畜舎等建築物の四に定めるところによる構造計算と同等以上に特定畜舎等建築物の四に定めるところによる構造計算と同等以上に特定畜舎等建築物の四に定めるところによる構造計算と同等以上に特定畜舎等建築物の四に定めるところによる構造計算に従った今第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条第三、特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算第三、特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算
改 正 後 改 正 前

膜 構 造  $\mathcal{O}$ 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 12 関 す る 安 全上 必 要 な 技 術 的 基 準 を 定 8) る 等  $\mathcal{O}$ 

件の一部改正)

第三十二 条 膜 構 造  $\mathcal{O}$ 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分 0 構 造方 法 に 関 す る 安 全 上 必 要 な 技 術 的 基 準 · を 定

 $\Diamond$ る 等  $\mathcal{O}$ 件 伞 成 + 兀 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 六 百 六 +六 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 対 応 す Ź 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る

(テント 倉 庫 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 する 安 全上 必 要な 技 術 的 基 準 · を 定  $\Diamond$ る 等  $\mathcal{O}$ 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第三十三条 テン } 倉 庫 建 築 物  $\bigcirc$ 構 造 方 法 に 関 す る 安 全 上 必 要 な 技 術 的 基 準 を 定  $\Diamond$ る 等  $\mathcal{O}$ 件 平 成 +

兀 年 玉 土 交通 省 告示 第 六 百 六 十七 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように 改 正す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る規定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分をこれに 対応する改正 後 欄 に 撂 げる規

### 改正

後

## 第二 膜面の構造

### 2·3 (略

ところによらなければならない。4 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する骨組は、次に定める

質を有するものとしなければならない。 九八七のいずれかの規格に適合するもの又はこれらと同等以上の品 若しくはJIS G三一一七(鉄筋コンクリート用再生棒鋼)― 八八、JIS G三一一二(鉄筋コンクリート用棒鋼)—一九八七 軽量形鋼)—一九八七、 構造用耐候性熱間圧延鋼材)——九九八、JIS G三一三六(建 築構造用圧延鋼材)—一九九四、 G三一○一(一般構造用圧延鋼材) —一九九四、 骨組に用いる鋼材は、日本産業規格 (溶接構造用圧延鋼材) ——九九九、 JIS G三四六六 (一般構造用角形鋼管) —一九 J I S G三四四四(一般構造用炭素鋼管 J I S ( 以 下 一九九五、 JIS G三一一四(溶接 G三三五〇(一般構造用 J I S と J I S いう。 G <u>=</u> \_ \_ \_ \_

## 5~8 (略) 二~八 (略)

# 第二 膜面の構造

改

正

前

場合であっても、膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはな場合であっても、膜面を定着させる部分以外の部分と接触させてはなより、当該膜構造用フィルムに張力を導入して平面又は曲面の形状をより、当該膜構造用フィルムに張力を導入して平面又は曲面の形状をより、当該膜構造用フィルムの内部の空気圧を高めることにより、当該膜構造用フィルムの内部の空気圧を高めることにより、当該膜構造形力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料

### 2·3 (略)

ところによらなければならない。 4 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する骨組は、次に定める

軽量形鋼)——九八七、JIS 構造用耐候性熱間圧延鋼材)——九九八、JIS G三一三六(建 質を有するものとしなければならない。 九八七のいずれかの規格に適合するもの又はこれらと同等以上の品 若しくはJIS G三一一七(鉄筋コンクリート用再生棒鋼)—一 ) — 一九九四、 築構造用圧延鋼材)—一九九四、 六(溶接構造用圧延鋼材)——九九九、 G三一〇一(一般構造用圧延鋼材) 八八、JIS G三一一二(鉄筋コンクリート用棒鋼)—一九八七 骨組に用いる鋼材は、日本工業規 JIS G三四六六 (一般構造用角形鋼管) —一九 G三四四四(一般構造用炭素鋼管 J I S ——九九五、 格 (以下 JIS G三一一四(溶接 G三三五〇(一般構造用 -JIS」という。 J I S 

### 二~八(略)

5 ( 8

#### - 83

( 第 種 ホ ル ム ア ル デヒ ド 発 散 建 築 材 料を定め る 件 ... の — 部 改 正

第三十四 条 第 種 ホ ル  $\Delta$ ア ル デ ヒ ド 発 散 建 築 材 料 を定  $\Diamond$ る 件 平 成 + 兀 年 玉 土 交通 省 告 示 第千 百 +

三号)の一部を次のように改正する。

次の 表 によ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る規定 の傍線 を付 した部分をこれに対応する改正 一後欄 に掲げる規

	二(略) 二(略) 二(略) 二(略) 二(略) 二(略) 二(略) 二(略)
「JIS」という。) A五九〇五(繊維板)に規定するミディヘ ミディアムデンシティファイバーボード(日本工業規格(以下イ〜ホ (略) 次に掲げる建築材料 しているものを除くものとする。	「JIS」という。) A五九〇五(繊維板)に規定するミディヘ ミディアムデンシティファイバーボード(日本産業規格(以下イ〜ホ (略) 次に掲げる建築材料 しているものを除くものとする。
	料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過ホルムアルデヒドを発散させるものとして国土交通大臣が定める建築材その表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量の建築基準法施行令第二十条の七第一項第一号に規定する夏季において
改正前	改正後

(第二 種 ホ ル ム ア ル デ ヒ ド 発 散 建 築 材 料 を定め る 件 ... の — 部 改 正

第三十五 条 第二 種 ホ ル  $\Delta$ ア ル デ ヒ ド 発 散 建 築 材 料 を定  $\Diamond$ る 件 平 成 + 兀 年 玉 土 交通 省 告 示 第千 百 +

四号)の一部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る規定 の傍線 を付 ľ た部分をこれに対応する改正 一後欄 に 掲げる規

二 (略) 二 (本工業規格(以下「JIS」という。) A五九〇五 (繊維へ) 日本工業規格(以下「JIS」という。) A五九〇五 (繊維の) 日本工業規格(以下「JIS」という。)	二 (略) 二 (本産業規格(以下「JIS」という。) A五九○五(繊維
一 次に掲げる建築材料 一 次に掲げる建築材料は、次に定めるものとする。	で 一 次に掲げる建築材料 で がに掲げる建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 の表面積一平方メートルにつき毎時○・○二ミリグラムを超え○・一 がに掲げる建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。 一 次に掲げる建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。
改正前	改 正 後

(第三 種 ホ ル ム ア ル デ ヒ ド 発 散 建 築 材 料を定め る 件 。 の 部 改 正

第三十六 条 第三 種 ホ ル  $\Delta$ ア ル デ ヒ ド 発 散 建 築 材 料 を定  $\Diamond$ る 件 平 成 + 兀 年 玉 土 交通 省 告 示 第千 百 +

五号)の一部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る規定 の傍線 を付 した部分をこれに対応する改正 一後欄 に掲げる規

二 (略)  二 (略)	二 (略) 二 (本) 二 (本)
せい 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	
改正前	改 正 後

鉄 筋 コ ン ク IJ ] 1 組 積 造  $\mathcal{O}$ 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 す る 安 全上 必 要 な 技 術 的

基準を定める件の一部改正)

第三十 七 条 鉄 筋 コ ン ク IJ ] 1 組 積 造  $\mathcal{O}$ 建 築 物 又 は 建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 部 分  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 に 関 す る 安 全 上 必 要

な 技 術 的 基準 を定  $\Diamond$ る 件 平 成 +五. 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 兀 百 六 十三号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ よう ĺZ 改 正 す

る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 スを これ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る。

、限りで ずる漏水を防止するための有効な措置を講ずる場合は、この限りで記れた コンクリートブロック) ――九九四の透水性試験により測定された コンクリートブロック) ――九九四の透水性試験により測定された コンクリートブロック) ――九九四の透水性試験により測定された された コンクリートブロック) ――九九四の透水性試験により測定された さればならない。ただし、防水剤の塗布その他の建築物の内部に生 ければならない。ただし、防水剤の塗布その他の建築物の内部に生 する派性は、一平方メートルにつき毎時二百ミリリットル以下としなでは、日本工業規格A五四〇六(建築用 第四 構造耐力上主要な部分に使用する組積ユニットの品質 ない。	第四 構造耐力上主要な部分に使用する組積ユニットの品質 第四 構造耐力上主要な部分に使用する組積ユニットの品質
改 正 前	改正後

建 築 基 準 法 施 行 令 第三十 六条 の 二 第 五. 号  $\mathcal{O}$ 国 土 交 通 大 臣 が 指 定 す る 建 築 物 を 定 め る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第三十八 条 建 築 基 準 法 施 行 令 第三十六条 の 二 第 五 号  $\bigcirc$ 玉 土 交 通 大 臣 が 指 定 す る 建 築 物 を 定  $\Diamond$ る 件

平 成 +九 年 国 土 交 通 省 告 示 第 五. 百 九 十三号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に . 対 応 す Ź 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 め る。

百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。)とする。 | 百指定する建築物は、次に掲げる建築物(平成十四年国土交通省告示第四 指ることが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が るために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握す たいう。)第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめる い建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」と

改

正

後

改

正

前

イ 次の(1)から(5)までに該当するもの インはハ) に該当するもの以外のもの の他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあってはの他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあっては が九メートル以下である鉄骨造の建築物であって、次のイからハまが 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さ

#### (1) · (2) (略)

に掲げる数値以上の係数を乗じて得た数値を当該柱に生ずる力材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に応じて次の表定する地震力によって当該柱に生ずる力の大きさの値にその鋼 うち冷間成形により加工した角形鋼管 かめられたもの。この場合において、 三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確 係数を○・三以上とする計算をして令第八十二条第一号から 0 大きさの値としなければならない。ただし、 のものに限る。 力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあ 究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断 は この限りでない )の柱にあっては、令第八十八条第一項に規 構造耐力上主要な部分の (厚さ六ミリメートル以 特別な調査又は

百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。)とする。指定する建築物は、次に掲げる建築物(平成十四年国土交通省告示第四ることが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣がために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握すたの。)第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめる建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」と

イ 次の(1)から(5)までに該当するもの 、イ又はハ)に該当するもの以外のもの でのいずれか (薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車そでのいずれか (薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車そが カメートル以下である鉄骨造の建築物であって、次のイからハま 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さ

### 

うち冷間成形により加工した角形鋼管(厚さ六ミリメートル 材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に応じて次の表 定する地震力によって当該柱に生ずる力の大きさの値にその鋼 っては、 研究の結果に基づき、 に掲げる数値以上の係数を乗じて得た数値を当該柱に生ずる力 上のものに限る。)の柱にあっては、令第八十八条第一項に規 かめられたもの。この場合において、 三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが 係数を○・三以上とする計算をして令第八十二条第一号から [力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあ 大きさの値としなければならない。 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力 この限りでない。 角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な 構造耐力上主要な部分の ただし、特別な調査又は 以

二〜八 (略) (略)	(略)	回 一 日本産業規格G三 四六六(一般構造 四六六(一般構造 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 二			鋼材の種別
		(路)	。) さしたものを除く としたものを除く としたものを除く	(h)	柱及びはりの接合部の構造方法
			以外の形式	(3)	合部の構造方法
二〜八 (略) ロ・ハ (略)	(略)	四六六(一般構造四六六(一般構造 一) 一二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			鋼材の種別
		(略)	内ダイアフラム形式(ダイアフラム形式(ダイアフラム	(h)	柱及びはりの接合部の構造方法
			以外の形式の形式	(3)	(合部の構造方法

保 有 水 平 耐 力 計 算 及 び 許 容 応 力 度等 計 算  $\mathcal{O}$ 方 法 を定 める 件  $\mathcal{O}$ \_ 部 改 正

第三十 九 条 保 有 水 平 耐 力 計 算 及  $\mathcal{U}$ 許 容 応 力 度 等 計 算  $\mathcal{O}$ 方 法 を 定  $\Diamond$ る 件 平 成 + 九 年 玉 土 交通 省 告示

第 五 百 九 十四四 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ うに 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る規定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 した部分をこれに対応する改正 一後欄 に 掲げる規

改正後

光四 保有水平耐力の計算方法

### 一・二 (略)

### 1 (略)

鋼管) かめるほか、当該柱が一階の柱である場合にあっては、地震時建設省告示第千七百九十一号第二第三号イに適合することを確 たものを除く。)とした場合は一・三)以上の数値を乗じて令 階の柱の脚部である接合部を除く。)について、 な部分である柱及びはりの接合部(最上階の柱の柱頭部及び一 八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をして当 を内ダイアフラム形式 柱の脚部に生ずる力に一・四 格 構造耐力上主要な部分である角形鋼管を用いた柱が日 (以下 ―二○○六に適合する場合にあっては、 -JIS」という。 (ダイアフラムを落とし込む形式とし (柱及びはりの接合部の構造方 G三四六六 構造耐力上主要 昭和五十五年 般構造用角形 1本産業

|第四||保有水平耐力の計算方法

改

正

前

### · 二 (略)

められた方法によるものとする。法その他特別な調査又は研究の結果に基づき適切であることが確かの低下が生ずるおそれのないことを、次のイからニまでに掲げる方の低下が生ずるおそれのないことを、次のイからニまでに掲げる方合部について、第一号における架構の崩壊状態の確認に当たっては構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接

#### · (略)

(1)鋼管) 第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をして当 たものを除く。)とした場合は一・三)以上の数値を乗じて令 かめるほか、当該柱が一階の柱である場合にあっては、 建設省告示第千七百九十一号第二第三号イに適合することを確 階の柱の脚部である接合部を除く。)について、昭和五十五年 な部分である柱及びはりの接合部(最上階の柱の柱頭部及び一 法を内ダイアフラム形式 に柱の脚部に生ずる力に一・四 構造耐力上主要な部分である角形鋼管を用いた柱が日本工業 以下 一二○○六に適合する場合にあっては、 JIS」という。 (ダイアフラムを落とし込む形式とし (柱及びはりの接合部の構造方 G三四六六 構造耐力上主要 般構造用角形 地震時

該建築物が安全であることを確かめること。

匹 · 五

該建築物が安全であることを確かめること。

- 97 -

構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 で あ る 床 版 又 は 屋 根 版 に 軽 量 気 泡 コ ン ク IJ ] 1 パ ネ ル を 用 1 る 場 合 に お け

る 当 該 床 版 又 は 屋 根 版  $\bigcirc$ 構 造 方 法 12 関 す る 安 全 上 必 要 な 技 術 的 基 準 を 定  $\Diamond$ る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 兀 + 条 構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 で あ る 床 版 又 は 屋 根 版 に 軽 量 気 泡 コ ン ク IJ 1 パ ネ ル を 用 1 る 場 合

玉 土 交 通 省 告 示 第 五 百 九 + 九 号)  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

に

お

け

る

当

該

床

版

又

は

屋

根

版

 $\mathcal{O}$ 

構

造

方

法

に

関

す

る

安

全

上

必

要

な

技

術

的

基

準

を

定

8

る

件

平

成

+

九

年

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 かをこれ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規

定  $\bigcirc$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る。

2 (略)	2 (略)
四 (略)	四 (略)
でない。	でない。
合と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、この限り	合と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、この限り
リートパネルの曲げに対する性能が当該主筋及び横筋を配置した場	リートパネルの曲げに対する性能が当該主筋及び横筋を配置した場
ネル)——九九七に規定された曲げ試験によって、軽量気泡コンク	ネル)―一九九七に規定された曲げ試験によって、軽量気泡コンク
ない。ただし、日本工業規格A五四一六(軽量気泡コンクリートパ	ない。ただし、日本産業規格A五四一六(軽量気泡コンクリートパ
置する鉄筋をいう。以下同じ。)と溶接により接合しなければなら	置する鉄筋をいう。以下同じ。)と溶接により接合しなければなら
それぞれ釣合い良く配置するものとし、横筋(主筋と直交方向に配	それぞれ釣合い良く配置するものとし、横筋(主筋と直交方向に配
版にあってはパネルの幅六十一センチメートルにつき三本以上を、	版にあってはパネルの幅六十一センチメートルにつき三本以上を、
メートルにつき圧縮側に二本以上及び引張り側に三本以上を、屋根	メートルにつき圧縮側に二本以上及び引張り側に三本以上を、屋根
をいう。以下同じ。)は、床版にあってはパネルの幅六十一センチ	をいう。以下同じ。)は、床版にあってはパネルの幅六十一センチ
泡コンクリートパネルの主筋(支点間の距離の方向に配置する鉄筋	泡コンクリートパネルの主筋(支点間の距離の方向に配置する鉄筋
三 軽量気泡コンクリートパネルに用いる補強材は鉄筋とし、軽量気	三 軽量気泡コンクリートパネルに用いる補強材は鉄筋とし、軽量気
一•二 (略)	一・二 (略)
クリートパネルは、次に定めるところによらなければならない。	クリートパネルは、次に定めるところによらなければならない。
構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いる軽量気泡コン	構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いる軽量気泡コン
第二 床版又は屋根版	第二 床版又は屋根版
改 正 前	改正後

小 荷 物 専 用 昇 降 機  $\mathcal{O}$ 昇 降 路 外  $\mathcal{O}$ 人 又 は 物 が か 又 は 釣 合 お ŧ り に 触 れ る お そ れ  $\mathcal{O}$ な 1 壁 又 は 囲 1

及  $\mathcal{U}$ 出 L 入 れ П  $\bigcirc$ 戸  $\mathcal{O}$ 基 準 を 定  $\Diamond$ る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 四 +条 小 荷 物 専 用 昇 降 機  $\mathcal{O}$ 昇 降 路 外  $\mathcal{O}$ 人 又 は 物 が カュ 又 は 釣 合 お ŧ り に 触 れ る お そ れ  $\mathcal{O}$ な 1 壁

一部を次のように改正する。

又

は

井

1

及

び

出

L

入

れ

П

 $\mathcal{O}$ 

戸

 $\mathcal{O}$ 

基

準

を

定

8

る

件

平

成

+

年

玉

土

一交通

省

告

示

第千

兀

百

兀

+

六

号)

 $\mathcal{O}$ 

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 かをこれ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ る。

四〜八 (略) 四〜八 (略) 四〜八 (略) であること。 業規格R三二〇五に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の 一	四〜八 (略) 四〜八 (略) 四〜八 (略) であること。 業規格R三二〇五に適合するものに限る。) 又はこれと同等以上の軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、合わせガラス(日本産産の金)の金叉に関い及び出し入れ口の戸の全音又に一音(構造出
正 1年名の差には引いなが出い、ルコの町のたびによって一・二 (略) でいるのが出し入れ口の戸の基準は、次のとおりとする。 壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準は、次のとおりに触れるおそれ降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれ 建築基準法施行令第百二十九条の十三第一号に規定する小荷物	いとする。かとする。かとする。
改正前	改正後

昇 降 路 外  $\mathcal{O}$ 人 又 は 物 が か 又 は 釣 合 お Ł り に 触 れ る おそ れ  $\mathcal{O}$ な 1 壁 又 は 囲 **\**\ 及  $\mathcal{U}$ 出 入 П  $\mathcal{O}$ 戸  $\mathcal{O}$ 基

準を定める件の一部改正)

第四 一 十 二 条 昇 降 路 外  $\mathcal{O}$ 人 又 は 物 が か 又 は 釣 合 お ŧ り に 触 れ る お そ れ  $\mathcal{O}$ な *\* \ 壁 又 は 进 1 及 び 出 入 П

 $\mathcal{O}$ 戸  $\mathcal{O}$ 基 準 -を 定 8 る 件 平 成二 +年 玉 土 交通 省 告 示 第千 兀 百 五. +兀 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように 改 正 す

る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 かをこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ よう (Z 改め る。

四~十一 (略)	
ることができる。	ることができる。
ガラスに限る。)又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものとす	ガラスに限る。) 又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものとす
トル以下の網入ガラス(日本工業規格R三二〇四に適合する網入板	トル以下の網入ガラス(日本産業規格R三二〇四に適合する網入板
るガラスにあっては、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメー	るガラスにあっては、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメー
床面からの高さが一・一メートルを超える部分に限る。) に使用す	床面からの高さが一・一メートルを超える部分に限る。) に使用す
防止性能を有するものであること。ただし、昇降路の出入口の戸へ	防止性能を有するものであること。ただし、昇降路の出入口の戸 (
格R三二〇五に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散	格R三二〇五に適合するものに限る。) 又はこれと同等以上の飛散
な部分を除く。) に使用するガラスは、合わせガラス (日本工業規	な部分を除く。)に使用するガラスは、合わせガラス(日本産業規
三 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部(構造上軽微	三 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部(構造上軽微
一·二 (略)	一·二 (略)
の戸の基準は、次のとおりとする。	の戸の基準は、次のとおりとする。
は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口	は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口
建築基準法施行令第百二十九条の七第一号に規定する昇降路外の人又	建築基準法施行令第百二十九条の七第一号に規定する昇降路外の人又
改正前	改正後

か 内  $\mathcal{O}$ 人 又 は 物 に ょ る 衝 擊 に 対 L て 安 全 な か  $\mathcal{O}$ 各 部  $\mathcal{O}$ 構 造 方 法 及 び か 内  $\mathcal{O}$ 人 又 は 物 が か

外  $\bigcirc$ 物 に 触 れ る お そ れ  $\mathcal{O}$ な 1 か  $\mathcal{O}$ 壁 又 は 拼 1 及 U 出 入 П  $\mathcal{O}$ 戸  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 基 準 を 定  $\Diamond$ る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正 は

る

第四 物 + が  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ かご 条 外  $\mathcal{O}$ か 物 12 内 触  $\mathcal{O}$ 人 れ る 又 お は そ 物 に れ ょ  $\mathcal{O}$ な 1 衝 撃 か <u>\_</u>" に  $\mathcal{O}$ 対 壁 L 又 7 安 は 全 井 な 1 及 か U 出 入 各 部 口  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 構 戸 造  $\mathcal{O}$ 方 基 準 法 を 及 定 び  $\Diamond$ か る 件 内  $\mathcal{O}$ 平 人 成 又

十 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 千 兀 百 五. +五. 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

る 規 次 定  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 傍 に 線 ょ を り、 付 L 改 た 正 部 前 分 欄  $\mathcal{O}$ に よう 掲 げ に る · 改 め 規 定 る。  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲

げ

六~九 (略) 口 (略)	六~九 (略) 口 (略)
上ができる。 工業規格R三二○四に適合する網入板ガラスに限る。) とするこ	とができる。 産業規格R三二○四に適合する網入板ガラスに限る。)とするこ
リメートル以上で幅二十センチメートル以下の網入ガラス(日本を走りを音りに降る)、に使用であってに、原で方式	リメートル以上で幅二十センチメートル以下の網入ガラス(日本を走りを音りに答う)に使用できている。
	と召える部分に艮る。) こ吏用けるガラス ころっては、厚ささる。 ただし、かごの出入口の戸(床面からの高さが一・一メートル
。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること	。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること
	イ 合わせガラス (日本産業規格R三二〇五に適合するものに限る
合するものとすること。	合するものとすること。
□ 造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、次のイ及びロに適	造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、次のイ及びロに適
五かご	五 かごの壁又は囲い、床、天井及び出入口の戸の全部又は一部(構
一~四 (略)	一~四 (略)
の各部の構造方法は、次に定めるものとする。	の各部の構造方法は、次に定めるものとする。
- 項第一号に規定するかご内の人又は物による衝撃に対して安全なかご	項第一号に規定するかご内の人又は物による衝撃に対して安全なかご
第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百二十九条の六第一	第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百二十九条の六第一
改正前	改正後

エ V ベ タ  $\mathcal{O}$ 駆 動 装 置 及 び 制 御 器 が 地 震 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 震 動 に ょ 0 て 転 倒 L 又 は 移 動 す Ź お そ れ が な

い方法を定める件の一部改正)

第 四 +兀 条 工 V ベ ] タ  $\mathcal{O}$ 駆 動 装 置 及 び 制 御 器 が 地 震 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 震 動 に ょ 0 7 転 倒 L 又 は 移 動 す る お

そ れ が な 1 方 法 を定  $\Diamond$ る 件 平 成二 + 年 玉 土 交 通 省告示 第 七百三号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ よう に 改 正 す

る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 スを これ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ よう ĺZ 改め る。

五 (略) エ (略) エ (略) エ (略) エ (略) エ (略) エ (略) エ (の) エ (の)	五 (略)
四 イ用 S い支	SS四九○若しくはSS五四○に適合する鋼材又はこれと同等以イ「日本産業規格G三一○一に規定するSS三三○、SS四○○、用いたものであること。 ・ 支持 主及び形錚等は、次のイ又はロのいずわカに適合する材料を
は、次に定めるものとする 法は、次に定めるものとする 法は、次に定めるものとする を	) ` )す築
改正前	改正後

特 定 天 井 及 び 特定 天 井  $\mathcal{O}$ 構 造 耐 力上 安全、 な 構 造 方法を定 め る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 匹 + 五 条 特 定 天 井 及 び 特 定 天 井  $\mathcal{O}$ 構 造 耐 力 上 安 全 な 構 造 方 法 を 定  $\Diamond$ る 件 平 成 + 五 年 玉 土 交通

省 告示 第 七 百 七 + 号) O部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た部 分をこれ に 対 応 する改一 正 後 欄 に . 掲 げる規

改正後	改 正 前
。 第三 特定天井の構造方法は、次の各項のいずれかに定めるものとする 第二 特定天井の構造方法は、次の各項のいずれかに定めるものとする 第二	。 第三 特定天井の構造方法は、次の各項のいずれかに定めるものとする
2 特定天井の構造方法	2 特定天井の構造方法
次の各号に掲げる基準に適合する構造とすること。	次の各号に掲げる基準に適合する構造とすること。
一~三(略)	一~三 (略)
四 吊り材には日本産業規格(以下「JIS」という。) A六五一七	四 吊り材には日本工業規格(以下「JIS」という。) A六五一七
(建築用鋼製下地(壁・天井))―二〇一〇に定めるつりボルトの	(建築用鋼製下地(壁・天井))―二〇一〇に定めるつりボルトの
規定に適合するもの又はこれと同等以上の引張強度を有するものを	規定に適合するもの又はこれと同等以上の引張強度を有するものを
用いること。	用いること。
五~十一(略)	五~十一(略)
3 · 4 (略)	3 · 4 (略)

地 震 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 震 動 に ょ 0 て エ ス 力 レ タ ] が 脱 落 す る お そ れ が な **,** \ 構 造 方 法 を定  $\Diamond$ る 件  $\mathcal{O}$ 部 改

正

第四 + 六 条 地 震 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 震 動 12 ょ 0 て エ ス 力 レ タ ] が 脱 落 す る お そ れ が な 7 構 造 方 法 を 定  $\Diamond$ る 件

平 成二 + 五. 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 千 兀 +六 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ 12 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ

る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ る。

第三 トラス等強度検証法は、衝突後のトラス等(次の各号に掲げる構造の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。)の残存応力度を次の表に掲げのに限る。以下この号において同じ。)の残存応力度を次の表に掲げる式によって計算し、当該残存応力度がトラス等の常時の応力度(令第百二十九条の十二第二項において記み替えて準用する令第百二十九条の四第二項第二号の規定によって計算した数値をいう。)を超えることを確かめることとする。  「大ラス トラスに用いる鋼材は、日本産業規格G三一〇一に規定するもの(上弦材及び下弦材に用いる鋼材にあっては、山形鋼で、かつ、有効細長比が百以下であるものに限る。)とすること。  「大ラス トラスに用いる鋼材は、日本産業規格G三一〇一に規定するもの(上弦材及び下弦材に用いる鋼材にあっては、H形鋼で、かつ、有効細長比が百以下であるものに限る。)とすること。  「大ラス ・ラス等強度検証法は、衝突後のトラス等(次の各号に掲げる構造の種別の区分に応ご、それぞれ当該各号に定める事で、かっては、日本の主に関する。)とすること。  「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	改正後
第三 トラス等強度検証法は、衝突後のトラス等(次の各号に掲げる構造の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。)の残存応力度を次の表に掲げる式によって計算し、当該残存応力度がトラス等の常時の応力度(令第百二十九条の十二第二項において読み替えて準用する令第百二十九条の四第二項第二号の規定によって計算した数値をいう。)を超えることを確かめることとする。  「大ラス トラスに用いる鋼材は、日本工業規格G三一〇一に規定するもの(上弦材及び下弦材に用いる鋼材にあっては、山形鋼で、かつもの(上弦材及び下弦材に用いる鋼材にあっては、山形鋼で、かつもの(上弦材及び下弦材に用いる鋼材にあっては、山形鋼で、かつ、有効細長比が百以下であるものに限る。)とすること。  「大ラス トラスに用いる鋼材にあっては、田形鋼で、かつ、有場造上主要な部分に用いる鋼材にあっては、田形鋼で、かっ、有効細長比が百以下であるものに限る。)とすること。  「大の格別の経過で、から、有り、とすること。  「大の格別の区域に関げる構	改正前

申 < 請 は 品 者 質 が 工 場 等 を 実 に お 地 1 に 確 て 行 認 う 試 る 必 験 に 要 立 が 5 あ 会 る 1 及 又 は び 工  $\mathcal{O}$ 場 費 等 に を お 定 け る  $\Diamond$ 指 る 件 定 建  $\bigcirc$ 築 材 部 改 料 IE.  $\mathcal{O}$ 製 造 検 査 若

管 理 す 場 合 そ 用

第四 + 検 七 査 若 条 L < 申 請 は 品 者 質 が 管 工 理 場 等 を 実 に 地 お に 1 確 7 認 行 う す 試 る 必 験 要 12 が <u>\\</u> あ 5 会 る 場 7 合 及 又 Ţ は そ 工 場  $\mathcal{O}$ 費 等 用 に を お 定 け  $\Diamond$ る る 指 件 定 建 平 築 成二十 材 料  $\mathcal{O}$ 七 製 造 年

玉 土 交 通 省 告 示 第 千 百 六 + 兀 号  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 かこれ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ る。

					第 合 当 第 一 及 た 二	
- 認 の 実 地 確	が か か ロ	査 製 に る 工場に る 工場に 場 は 場 は 場 に な ま は ま は ま は ま は る ま の 者 の	対象者以 略)	(١١)		
) 第三十条第一項に規定す ロ 指定建築材料の生産につ ロ 指定建築材料の生産につ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	対 た 人 ル	ようとする場合(次に該当する場指定建築材料について認定を受け	(3)	び同表は欄に掲げる費用とする。って行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同項第一号に規定する場合及び費用は、次の表に建築基準法施行規則(以下「規則」という。)	改正後
	額額たか	当四に行場が二大かった	製造の主要な	(11)	表の欄に掲げる場で開いる場所を表の二の三	
			()		第 合 当 第 一 及 た 二	
	: 質 ン を 品	査(製 における ままに 場 にお 場 に お 場 に お 場 に お 場 に ま ま に ま に ま に ま に ま に ま に な に ま に ま に	対象者以   min	(١/١)	合及び同表は欄当たって行う実第二項第一号に一建築基準法	
)第十九条第一項に規定す ロ 指定建築材料の生産につ ロ 指定建築材料の生産につ	準か百平にの成	合を除く。) 二 次のイ又: を受けた場。 認証を受けた場。	ようとする場合(次に該当する場指定建築材料について認定を受け	(3)	に掲げる費用とする。地確認の区分に応じて、規定する場合及び費用は規定すり場別(以下「規則」	改正前
	<ul><li>加算した額)</li><li>等の件数から</li></ul>	工程が二以上 場合にあって いて行われる いて行われる	製造の主要な	(lt)	それぞれ同表の欄に掲げる場、次の表い欄に掲げる審査にという。)第十一条の二の三	

2		
(略)	(略)	(認定を受けようと)
2 (略)	(略)	
		る認証(認定を受けようとる認証(認定を受けようとのであることがを条件と同等であることが産条件と同等であることががあることがのいかがある。

登 録 特 定 建 築 物 調 査 員 講 習、 登 録 建 築 設 備 検 査 員 講 習、 登 録 防 火 設 備 検 査 員 講 習 及 び 登 録 昇 降 機

等 検 査 員 講 習 に 用 1 る 教 材  $\mathcal{O}$ 内 容 لح て 玉 土 交 通 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 事 項 を 定  $\Diamond$ る 件  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 匹 録 昇 + 降 八 機 条 等 検 登 査 録 員 特 講 定 習 建 築 に 用 物 調 1 る 査 教 員 材 講 習、  $\mathcal{O}$ 内 容 登 کے 録 L 建 7 築 玉 設 土 備 交 検 通 査 大 員 臣 講 が 習 定  $\Diamond$ 登 る 録 事 防 項 火 を 設 定 備 め 検 る 査 件 員 講 平 習 成 及 び + 登

八 年 玉 土 交通 省 告 示 第 七 百 号)  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 たこれ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8 る。

	改正後			改正前
こと。  「お科目に応じ、それぞれ同表の下第四 登録昇降機等検査員講習に用い	欄に掲げる内容を含むものとする教材の内容は次の表の上欄に	第 こ げ 四 と る	こと。  「る科目に応じ、それぞれ同表四 登録昇降機等検査員講習に	れ同表の下欄に掲げる内容を含むものとする講習に用いる教材の内容は次の表の上欄に掲
科目	内容	科目		内容
(略)		(略)		
標準標・遊戯施設の検査	般にわたる知識に関する事項、業務内容、報告書作成方法、日本産業規格に定める昇降機及び遊戯施設の業規格に定める昇降機及び遊戯施設のが、業務内容、報告書作成方法、日本産業規格に定める昇降機及び遊戯施設の定期検査の趣旨	標 昇 準 降 機	機・遊戯施設の検査	般にわたる知識に関する事項、業務内容、報告書作成方法、日本工業規格に定める昇降機及び遊戯施設の業規格に定める昇降機及び遊戯施設の業規格に定める昇降機及び遊戯施設の

附

則

この告示は、 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日)

から施行す